

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案)
(平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)

(総論)

意見	再意見	考え方
<p>意見1 今回の加入光ファイバの接続料がNTT東西別に設定されたことは、NTT再編成の趣旨に沿ったものであるが、電話接続料等の一部の接続料についてもNTT東西のコスト差を反映した東西別接続料とすべき。</p>	<p>再意見1</p>	<p>考え方1</p>
<p>○ NTT東・西は、NTT再編成により分割された別個の事業体であり、そのコストに基づく接続料も別々に設定されるべきものです。今回、加入者光ファイバの接続料が、NTT東・西別に設定されたことは、NTT再編成の趣旨に副った本来あるべき姿であると考えます。</p> <p>しかしながら、一部の接続料(電話接続料等)については、NTT東・西均一料金のままとなっており、ヤードスティック競争も機能していません。今回の加入者光ファイバ接続料と同様に、全ての接続料は、NTT東・西のコスト差を反映した別料金として設定されるべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 本ご意見は、今回の申請内容と直接関係しないものですが、「平成 20 年度以降の接続料算定の在り方について」に関する情報通信審議会答申(平成 19 年 9 月 20 日)において、固定電話の接続料については、東西均一の接続料を採用することが適当であるとされております。</p> <p>電話の接続料については、東西別接続料を設定することによりユーザ料金に東西格差が生じる可能性がある中で、十分な社会的コンセンサスを得ることは困難と考えられることから、引き続き、東西均一の接続料を維持することが適切であると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 本ご意見は、今回の申請内容と直接関係するものではないと考えますが、「平成 20 年度以降の接続料算定の在り方について」に関する情報通信審議会答申(平成 19 年 9 月 20 日)において、固定電話の接続料については、東西均一の接続料を採用することが適当であるとされております。</p> <p>当社としても、固定電話のユーザ料金について</p>	<p>ご指摘の問題については、今回の意見招請の対象ではないが、考え方を述べれば以下のとおりである。</p> <p>接続料規則における接続料原価算定の原則やNTT東西を別々の地域会社として設立した経緯からすれば、本来、東西別に接続料を設定することが適当である。</p> <p>他方、平成19年9月20日付け情報通信審議会答申「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」(以下「平成19年9月答申」という。)に示したとおり、東西別接続料を設定することについては、固定電話の通話料金の地域格差につながる可能性があり十分な社会的コンセンサスを得ることが困難であること、また、西日本を営業区域とする電気通信事業者に対する通話料金の値上げ圧力が比較的大きいこと等を勘案すれば、これまでと同様、東西均一接続料を採用することが適当である。</p> <p>ただし、今後、接続料の算定方法を見直し、NTT西日本が実際に行う効率化が接続料に十分に反映されるようになる場合には、東西別接続料の設定についての社会的コンセンサスの状況にも配慮しつつ、東西別接続料設定を行う方向で、改めて検討することが適当である。</p>

	<p>は全国均一料金で提供することに対する社会的要請が強く、接続料金を東西別にすることにより弊社はもとより接続事業者においてもユーザ料金に東西格差が波及するおそれがあるため、ユーザのみならず経済界や地方自治体等も含めた社会的コンセンサスを得ることが容易ではないと考えております。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
意見2 FTTH普及促進のため、1芯単位の接続料の低廉化と分岐端末回線単位の接続料設定による公正競争確保の実現が必要。	再意見2	考え方2
<p>○ 今回の申請は加入者光ファイバの接続料に係るものですが、FTTH普及促進のためには、加入者光ファイバ(1芯単位)の接続料の低廉化と、シェアドアクセスの1分岐単位の接続料設定による公正競争確保の両方が実現される必要があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 光アクセスサービスにおける公正な競争環境を確保するためには、今回、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)により認可申請がなされている加入光ファイバに係る接続料のさらなる低廉化、並びに「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(以下、「NGN 接続ルールの在り方」という。)において検討されている、OSUの共用を前提とした分岐端末回線あたりの接続料設定(以下、「OSU 共用」という。)の両方を実現することが必要です。これらの実現により、光アクセスサービスにおける公正な競争環境が確保され、同サービスのさらなる需要の拡大が見込まれることとなり、その結果、平成19年11月9日の社長会見においてNTTが2010年に2,000万回線へと下方修</p>	<p>○ 弊社共は、FTTH市場において公正競争環境を確保することが必要であるとする、KDDI株式会社(以下、「KDDI」という。)殿、イー・アクセス株式会社(以下、「イー・アクセス」という。)殿及びイー・モバイル株式会社(以下、「イー・モバイル」という。)殿の意見に賛同します。</p> <p>・ 現在、FTTH市場において、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、NTT 東日本及びNTT 西日本を合わせて「NTT 東西」という。)の独占化が進んでいることから、FTTHサービスをさらに普及させるためには、FTTH市場における公正競争環境を確保していくことが喫緊の課題であると考えます。FTTH市場において公正競争環境を確保するためには、今回のNTT 東西殿からの認可申請(以下、「本申請」という。)における加入光ファイバに係る接続料(以下、「本接続料」という。)のより一層の低廉化に加え、OSU共用を前提とした分岐端末回線あたりの接続料設定を実現することが必要であると考えます。</p> <p>・ このような中、本接続料の水準は、平成13年度から平成19年度に適用されている現行の接続</p>	<p>分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定については、現在、当審議会の「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」の中で審議されているところである。</p> <p>その答申案においては、1芯単位の接続料の低廉化との関係も含めて、分岐端末回線単位の接続料設定については、以下のような考え方が示されているところである。</p> <p>OSU共用、OSU専用、Bフレッツに係る機能の接続料化という3案については、FTTH サービス提供コストの低廉化という観点からは、一定の効果は有するものの、NTT東西に対するOSUの共用の義務付けは現時点では必要不可欠とまでは言えず、Bフレッツに係る機能の接続料化には技術的な問題があり、最も有効な案と考えられるOSU専用にも、基本料の設定水準等の問題が存在している。</p> <p>そもそもOSU専用は、FTTH サービスの提供コストを低廉化しFTTH市場における競争促進を図る観点から、「1芯当たりの接続料は固定」したままで接続料の低廉化を図るための工夫であるが、現在、2008年度以降の加入光ファイバ接続料の認可申請が行われている状況を踏まえれば、OSU専用を実現するよりも、1芯当たりの加入光ファイバ接続料そのもの</p>

<p>正した需要見込みを上回る需要を電気通信事業者全体で達成することが可能になるとともに、光アクセスサービスエリアの拡大やサービス料金の低廉化が実現されるものと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>料(以下、「現行接続料」という。)の水準と大差なく、依然高い水準のまま維持されています。特に、光ファイバ部分に着目すると、NTT 西日本殿については光信号端末回線伝送機能で約5%、光信号主端末回線伝送機能で約7%もの値上げとなる内容で認可申請がされています。</p> <p>・ 加入光ファイバに係る接続料が、このような高い水準にとどまることは、FTTH サービスをより多くの利用者に利用してもらう機会を逸する一因にもなりかねないため、接続料水準の低廉化に向けた見直しや厳格な検証を行うとともに、OSU 共用を前提とした分岐端末回線あたりの接続料設定を実現する必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>の低廉化を図ることが最も直接的・効果的な措置と考えられる。</p> <p>これは、今後ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展し、FTTH サービスが我が国の基幹的なブロードバンドアクセスサービスの位置付けを有することが見込まれる中で、FTTH 市場において、NTT東西のサービスシェアが既に70%を超え新規契約数では約80%を占めている状況を踏まえると、FTTH 市場における競争促進を図る観点から講じるべき必要な政策と考えられる。</p> <p>このため、NTT東西においては、当該政策的要請を踏まえ、FTTH市場における他事業者による活発な事業展開を考慮した需要予測の見直しを行うことが必要である。この加入光ファイバ接続料の低廉化措置に加えて、競争事業者間でのOSU共用に積極的に取り組むことにより、FTTH サービスの提供コストを更に低廉化させることが可能であることから、少なくとも当面は、このような競争環境下で、各事業者が営業努力等を行うことにより、FTTH 市場における事業者間競争を行っていくことが適当であると考えられる。</p> <p>なお、総務省においては、ダークファイバ芯線の利用状況や競争事業者間におけるOSU共用の取組状況など、今回の措置等に伴うFTTH 市場における事業者間競争の進展状況を注視することが必要であり、分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定については、今後の市場環境や分岐に係る技術等の変化があれば、改めて検討することが適当である。</p>
<p>意見3 今回申請の接続料水準案は現行の接続料と大差のない水準に留まり、FTTH市場の変化が期待できず、FTTHの健全な普及の妨げとなるおそれがあることから、接続料水準の更なる低廉化に向けて検証を深める必要がある。</p>	<p>再意見3</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ 今回申請がなされている加入光ファイバに係る接</p>	<p>○ 今回の第一種指定電気通信事業者殿による契</p>	<p>(考え方2に同じ)</p>

続料水準は、現行の接続料と大差のない高い水準にあり、光ファイバ部分にのみ着目するとNTT西日本に至っては値上げされている状況です。光アクセスサービスが、より多くの消費者に利用されるようにするためには、同サービスに係る接続料に関して主に以下の見直しや取り組みを行い、接続料水準のさらなる低廉化に向けて検証を深める必要があると考えます。

- ・ 将来原価方式を適用する場合の主旨に鑑み、可能な限り長期の算定期間を採用すること
- ・ 稼働中の光ファイバの利用期間は今後より長期化すると想定されること等から、光ファイバに係る経済的耐用年数は、過去の撤去実績を踏まえた撤去法で算定するのではなく、30年以上の年数を設定すること
- ・ 接続料の適正性について厳格な検証が実施可能となるよう、算定に係る需要、費用や効率化係数等の各種パラメータについて十分な情報をNTT東日本及びNTT西日本(以下、「NTT東西」という。)に開示させること

弊社共としましては本申請に係る算定内容には見直すべき点が数多くあるものと考えます。仮に、NTT東日本の算定内容を元に、本意見書で述べたようなより適正な考え方に基づき算定方法を見直し、接続料を算定した場合、NTT東日本における光主端末回線接続料については、約2,800円という算定結果が得られます。さらに、この接続料水準を前提にOSU共用を実現した場合、1加入あたり接続料は約800円となります。これに加え、OSU共用による接続事業者を含めた需要の拡大等の効果を見込むことにより、弊社共がNGN接続ルールに係るヒアリングにおいて主張しました、617円という1加入あたりの接続料水準を実現することが可能になるものと考えます。

約約款の一部改正案は、今後数年のNTT東西殿のダークファイバーの利用料金の方向性を決定するものであると理解しております。自ら加入者系光ファイバーを敷設されてビジネスを展開されている電気通信事業者殿にとっては、競争事業者の利用料金との比較衡量の観点から自らの事業の競争力確保を如何に保持するかが関心事項であり、ネットワークインフラの構築の少なからざる部分をNTT東西殿のダークファイバーを利用することとしている弊社のような事業者の立場からは、どのようにして利用料金を安く確保するかが主な視点になります。この意味でそれぞれの立場を公正な視点から俯瞰され、日本の電気通信市場全体及びエンドユーザーのために好ましいのはどの方策であるかについて長年にわたりご検討いただいている情報通信審議会の委員各位並びに総務省殿の真摯なご努力に厚く御礼申し上げます。

今回のNTT東西殿の改正案を検討するにあたっては、次のような視点からの分析が必要であると考えております。

- 1 日々、大容量、高速化が進む通信技術の発展の下で、たとえ3年といえども将来原価方式による利用料金を推定するということは妥当な選択であるか。
- 2 短期間の将来原価方式を採用したとしても実際原価方式との乖離がはなはだしいと考えられるので乖離調整制度は必須となろうが、資本市場においても国際化が進展し、外国人の持ち株比率が増加傾向にある昨今において、過ぎ去った複数年の会計期間の調整をその後何年か決定できない新たな期間に渡って行おうとする方式は、妥当な会計方針であろうか。
- 3 第一種指定電気通信事業者殿の光ファイバー

<主な算定方法の見直し項目>

項目	主な見直し内容
① 算定期間	7年間（平成20年度～平成26年度）
② 需要予測	NTT東西：平成26年度末に3,000万回線到達
③ 経済的耐用年数	光ファイバの経済的耐用年数：30年
④ 効率化	調達価格見直し等により30%を見込む
⑤ 未利用芯線活用	稼働芯線数の算出に加味

※ 弊社共試算の詳細は別添資料2を参照願います。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

- 平成20年度以降の加入ダークファイバの接続料金が、平成13年度から平成19年度の間に引き続いて、将来原価方式で算定されたことは、接続事業者としても歓迎するところです。

しかしながら、その接続料算定の結果は以下のように僅かな低減に止まっています。

・現行接続料 ￥5,074 (FTM及び加算料含む)

・改定後接続料

⇒NTT東日本 ￥4,713 (約-7.1%)

⇒NTT西日本 ￥5,048 (約-0.5%)

この算定結果では、NTT東西の独占状態にあるFTTH市場の変化は期待できず、加えて、乖離額調整制度といった個々の接続事業者にとっては事業リスクの高い申請内容も含まれているため、本変更申請案は、NTT東西と接続事業者間の市場での競争が牽引するFTTHの健全な普及を妨げる恐れがあると考えています。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

の敷設及び利用料金は真に公正で、妥当なものになっているのか。

弊社のような規模の小さい外資系登録電気通信事業者の立場から申し上げさせていただきます。弊社は、自ら光ファイバーも敷設いたしておりますが、加入者系伝送路は、その多くを第一種指定電気通信事業者殿の光ファイバーを利用して電気通信サービスを展開しておりますので、加入者系光ファイバー利用料の支払いが大きな負担となっております。ゆえに、規模の利益を享受できない比較的小規模な電気通信事業者にとっては、不明朗な埋没コスト等が利用料に含まれていることがあれば、その支払いを甘受できないところです。日本の電気通信市場は属性の異なる多くのプレイヤーの創意工夫により多様なサービスを提供することにより、国民に安くて良質な電気通信サービスの提供を確保するべきであるのはいうまでもありません。資本の論理によるビックプレイヤーに席捲されつつある日本の電気通信事業にあって、規模の必ずしも大きくない事業者の参入を擁護することによって、いわば参入規制のない開かれた公正妥当な市場であると世界に向けて発信できるように取り計らうことも必要ではないかと僭越ながら考えております。公共性の高い加入者系光ファイバーの利用料金ではございますが、電気通信産業の健全な発展を図るとい産業政策の視点から利用者の属性による利用料金の差別化を図るといこともご検討いただければ幸いです。

(KVH)

- コスト試算の詳細については不明ですが、少なくとも、

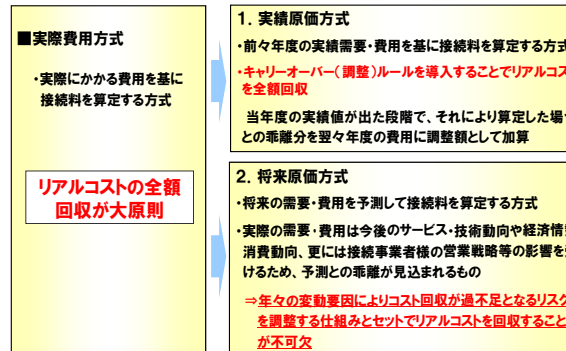
①技術革新の著しい装置類の耐用年数を6年か

	<p>ら18年にするなど、政府が産業の国際競争力強化のために耐用年数を短縮化する方向で動いている中でこれに逆行して耐用年数を長期化（一律現行の3倍）している点、</p> <p>②現在でも効率化に努めている保全費等を更に毎年30%削減とする等、毎年賃金レベルを3割カットするような実施困難なコスト削減を見込んでいる点等、</p> <p>コスト試算の前提は実現可能性が低いものと考えざるを得ません。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p> <p>○ 本申請においては、装置への収容を効率的に行う等、平成 22 年度末までの需要に応えるために必要となる光ファイバの芯線数に対応した最小限のケーブル敷設に必要な投資を見込んでおり、施設保全費等についても、平成 18 年度の実績をもとに毎年度の効率化(約3%)を織り込んでおります。また、光ファイバの耐用年数については、使用実態等を踏まえた年数として、地下ケーブル 21 年、架空ケーブル 15 年、海底ケーブル 13 年として、算定に織り込んで算定しております。</p> <p>以上のように、本申請は、効率的かつ合理的な料金算定を行ったため、適切な料金算定であると考えます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
<p>意見4 NTT東西より特別許可の申請があった乖離額調整制度は、将来原価方式を同制度の対象外とした19年3月30日付の審議会答申に反するものであり、認められない。乖離額調整制度を削除の上、接続料の適正性について再度検討を行い、FTTH</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p>

市場の発展のための競争促進策について早急に結論を出し実施すべき。		
<p>○ 本申請で実施することとされている次回の接続料算定時における乖離額調整については、認めるべきではないと考えます。乖離額調整については、平成19年3月30日付答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」に基づく接続料規則の改正の際、情報通信審議会電気通信事業部会及び接続委員会における複数回に及ぶ議論の結果、同調整の適用は、新規かつ今後相当の需要の増加が見込まれるサービスを除くこととされたところ。今回NTT東西より特別許可の申請のあった乖離額調整は、直近に整理された当該答申内容に反するものであり、認められるものではありません。</p> <p>以上、今回認可申請がなされている加入光ファイバに係る接続料については、上記を踏まえるとその適正性に疑いのある可能性が高いと考えられるため、認可されるべきではなく、上記項目について見直しを行った上で、NTT東西より補正申請がなされるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 平成20年度からの3年間は、現状でのFTTH市場におけるNTT東西の独占的傾向に歯止めをかけ、NTT東西以外の事業者との間の競争を活性化させるための最終かつ重要な位置付けにある時期と考えます。</p> <p>したがって、乖離額調整制度を削除した上で、接続料金の適正性について再度検討を行い、またFTTH市場の発展のための競争促進策について早急に結論を出し実施をすべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>○ 今回申請した接続料は、以下のとおり、合理的な需要予測と最も効率的な投資・費用に基づき算定しており、適正な原価に照らし公正妥当なものであることから、申請どおり認可していただきたいと考えております。</p> <p>(1) 需要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Bフレッツは、平成22年度末に約1,100万契約を見込み、芯線数については、装置への収容を効率的に行うことを前提としております。 ・ダークファイバの芯線数については、接続事業者様の今後の営業戦略に依存することになるため、当社での予測に馴染まないことから、Bフレッツ芯線数に対する割合が直近と同じ割合(約2割)と見込んでおります。 <p>(2) 投資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度末までに光提供エリアを拡大(平成18年度末:1,120ビル⇒平成22年度末:1,600ビル)し、当該エリアで必要となる芯線数に対応した最小限のケーブル敷設に必要な投資を見込んでいます。 <p>(3) 費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光ファイバの耐用年数については、使用実態等を踏まえた年数(地下ケーブル21年、架空ケーブル15年、海底ケーブル13年)を減価償却費の算定に織り込んでおり、施設保全費等は平成18年度の実績をもとに毎年度の効率化(約3%)を織り込んでおります。 <p>また、今回採用した将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方式であり、実際のコスト・需要は、当社の経営努力、営業戦略だけで決まるもの</p>	<p>将来原価方式は、申請者が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績の乖離は予測を行った申請者が自らが責任を負うべきものであることから、将来原価方式における乖離額調整制度は現行制度上認められていない。</p> <p>また、今回の申請案は、現行の算定期間と今回の算定期間におけるブロードバンド市場の市場環境の差異を踏まえ、FTTH市場で事業者間競争が活発に展開される可能性を考慮したものとは言えず、乖離額調整制度を特例的に導入するに足る他事業者のリスクを想定した予測とも認められない。</p> <p>しかし、NTT東西において、FTTHサービスの提供コストを低廉化しもって事業者間競争を促進するという政策的要請を踏まえ、他事業者による活発な事業展開を考慮したダークファイバ需要予測の見直しを行う場合は、予測と実績が乖離した場合の乖離額をNTT東西のみに負担させることは適当ではないことから、当該乖離額を次期接続料原価に算入し、接続事業者を含めて公平に負担する乖離額調整制度の導入を特例的に認めることが必要になると考えられる。</p>

ではなく、今後のサービス・技術動向や為替、金利、物価といった経済情勢、消費動向、他社の営業戦略等の影響を受けることから、将来原価方式を採用する場合には、こうした先々の変動要因によりコスト回収が過不足となるリスクを調整することが不可欠であり、今回の接続料見直しでは、平成 20 年度から 22 年度までの算定期間内における過不足分を翌期以降の接続料の原価に加えて調整することとしております。当社としては、このような乖離額調整制度は、現行の接続料規則に規定されている実績原価方式の乖離額調整制度と同様の制度を将来原価方式においても採用するものであり、将来原価方式が原価を全額回収することを大原則とする実際費用方式の 1 種類であることからすれば、当然、認められるべきものと考えます。

将来原価方式は実際費用方式の1つ



	<p style="text-align: center;">接続料の調整の一例(キャリアオーバー)</p> <p style="text-align: center;">仮に算定期間3年分を翌年に調整するとした場合</p> <p style="text-align: center;">(NTT東日本)</p>	
<p>意見5 加入光ファイバの接続料の水準次第では、電力系事業者など自前の加入者回線設備を保有する事業者は、市場からの撤退を余儀なくされ、設備ベースの競争がなくなるだけでなく、加入者回線設備と一体となったアクセスサービスのサービスベースの競争もなくなり、通信市場の健全な発展を阻害することを懸念。このため、本接続料の議論においては、NTT東西と接続事業者だけでなく、自ら光ファイバ網の構築を行いNTT東西と競争を行っている事業者を含めた3者間における公平性が保たれるよう十分な配慮が必要。</p>	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ 加入光ファイバ接続料について公平な設備競争が成り立つ環境を整えるべき。</p> <p>(理由)</p> <p>I 公平な設備競争が成り立つ環境の整備</p> <p>1. NTT東西の約款変更の認可申請によると、平成19年度までの過去7年間の接続料水準と実績コストには大幅な乖離があり、自ら光ファイバを整備する電気通信事業者(以下「設備事業者」という。)は、NTT東西がコスト割れで提供している光ファイ</p>	<p>○ 【加入光ファイバ非利用者への乖離額のつけ廻し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西殿の現行接続料において生じた未回収コストは、「加入光ファイバ利用者から光ファイバ非利用者への料金の『つけ廻し』」により光ファイバ非利用者も一部負担しているとの指摘については、以下の理由から、適切ではないと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> - 利用者料金は、一定の将来予測に基づき、一定の期間(各事業者の戦略により短期間か中長期間かは異なる)で費用回収するよう 	<p>今後ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展し、FTTHサービスが我が国の基幹的なブロードバンドアクセスサービスの位置付けを有することが見込まれる中で、FTTH市場において、NTT東西のサービスシェアが既に70%を超え新規契約数では約80%を占めている状況を踏まえると、加入光ファイバの1芯当たりの接続料の低廉化を図ることが、FTTH市場における競争促進を図る観点から講じるべき必要な政策と考えられるが、この際、ご指摘のように、当該低廉化措置が、設備競争の進展に支障を与えないように配慮することも重要と考えられる。</p>

<p>バを利用した接続事業者と競争しなければならないという事業運営環境にあったことになる。</p> <p>2. これは加入光ファイバ接続料により、「設備を作るよりも借りた方がよい。設備を作った電気通信事業者はコスト割れ。」という「接続事業者に有利な『いびつな』競争市場」が形成されていたということである。</p> <p>3. このような状況は、設備事業者にとって、事業経営の悪化、投資意欲の阻害につながり、最悪の場合、NTT東西より経営体力の劣る設備事業者の市場からの撤退というNTT東西の独占化を促す、消費者にとっても好ましくない政策である。</p> <p>4. 加入光ファイバ接続料については、接続料水準次第で、競争環境に多大な影響を与えるため、NTT東西、接続事業者だけでなく、設備事業者も含めた、3者間における公平性が保たれる環境を整えることが必要である。</p> <p>II 適正なコスト回収の実現</p> <p>1. NTT東西の約款変更の認可申請によると、平成19年度までの過去7年間NTT東西の加入光ファイバはコスト割れであったことになる。この過去7年分の未回収コストは将来も加入光ファイバの接続料で補填されることはない。</p> <p>2. 過去7年分の未回収コストは、NTT東西の加入光ファイバを利用しない役務を利用している加入者（以下「光ファイバ非利用者」という。）が広く軽く負担していたことになり、結果とし、光ファイバ非利用者は高い料金を支払わされていたことになる。</p> <p>3. このことは、加入光ファイバ利用者から光ファイバ非利用者への料金の「つけ廻し」である。</p> <p>4. 利用しているサービスについて、そのコストを負担するのはサービスを受けている者であるべきで、他のサービスを受けている者に転嫁すべきではない。</p>	<p>に設定され、他のサービスからの費用回収を前提としないのが一般的であること。</p> <p>- サービス毎の収支において、黒字のサービス、赤字のサービスが存在することは、どの事業者においても発生しうる事象であり、光ファイバ利用者と光ファイバ非利用者という観点のみを捉えて、問題視することは適切でないこと。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 設備を構築している電力系事業者殿のご意見にもあるとおり、設備競争とサービス競争の適正なバランスを図るためには、設備の設置者と利用者が投資リスクを同等に負担する必要があり、接続料は実際のコストが適切に回収できるものとする必要があると考えます。</p> <p>仮に、コストの適切な回収が図れない仕組みが採られるならば、利用ベースの事業者は投資リスクを軽減してサービス提供できる一方、設備を自ら構築する事業者は投資インセンティブを失い設備競争にブレーキがかかり、設備競争とサービス競争の適正なバランスが確保できなくなると考えます。</p> <p>当社が認可申請した乖離額調整制度を認めていただくことで、電力系事業者殿のご意見にもあるように、NTT東西、接続事業者だけでなく、自ら光ファイバ網の構築を行い競争している事業者も含めた3者間の公平性が保たれるものと考えます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p> <p>○ 通信設備を保有している事業者から、設備を借</p>	
--	---	--

(東北インテリジェント通信)

- NTT東西が主張しているとおりの過去の接続料水準と実績コストに大幅な乖離が生じているならば、接続事業者は設備原価以下の価格でアクセス網を調達し、それをベースに料金設定したサービスを利用者に提供していたこととなります。一方で、自ら光ファイバ網を構築してNTT東西と競争を行っている事業者は、この7年間事業運営上非常に厳しい状態におかれていたことになり、また現在もなお継続していると考えられることから、接続事業者と自ら光ファイバ網を構築する事業者との間で事業運営上の大きな差異が生じております。

そのため、メタル回線のようにNTT東西が独占し設備構築が終わっているものとはともかく、設備構築事業者がNTT東西以外にも存在する光ファイバ網の接続料については、接続料水準次第で競争環境に多大な影響を与える加入者回線設備を保有する事業者はため、NTT東西、接続事業者だけでなく、自ら光ファイバ網の構築を行いNTT東西と競争を行っている事業者も含めた、3者間における公平性が保たれるよう十分に配慮いただく必要があると考えます。

(ケイ・オプティコム)

- 現行の加入ダークファイバ1芯あたりの接続料は、7年間の将来原価算定方式により算定されましたが、現在、当初の予測コストと実績コストの間には大きな乖離があったことが判明しております。その乖離は、H18年度においては、予測値と実績値に約2.8倍の開きがあり、更に現行接続料と比較しても約1.8倍と、非常に大きなズレが生じております。この7年間もの長期にわたり、いわゆる長距離事業者は、実態とかけ離れた格安な接続料金で加入

りて事業を行うという考え方は、もともと、NTTが民営化以降、新規事業者が電信電話公社時代に保有していた設備を、公正競争と言う観点から、新規事業者へ接続する必要性から生まれ、そこに接続料を設定してきたものであると理解しています。

しかしながら、NTTの民営化以降、相互接続の仕組みと事業者間の競争により電気通信市場の世界は大きく様変わりしており、NTT以外の事業者も、成果を上げてきている状況であります。

電気通信が、メタルから光の時代に移行してきている現在、特に、関西エリアにおいては、電力会社系の通信事業者が、自ら光ケーブルを構築し、NTT西日本との間で対等の競争を行っています。

電気通信事業は基本的には設備産業であり、自ら設備を構築する事業者が公正競争のもとに、設備構築のリスク(設備の未利用リスク等)を抱えながら事業を推進していくものであり、自ら設備を構築しない事業者が設備構築事業者の抱えるリスクと同等のリスクを負うことなく事業に参入することは「設備構築するよりも借りた方が得だ」という歪みのある競争環境を作ることになると思います。

(日本アイテック)

<p>ダークファイバを利用することができたため、主に法人向けに格安なサービスを各社相次いで投入してきました。その結果、加入ダークファイバを利用したサービスの価格に引きずられる形で市場価格は大幅に低下したため、当社を含む電力系事業者など加入者回線設備を自ら構築している事業者は、加入光ファイバ敷設に係るコスト回収が非常に厳しくなるとともに、大きな減収被害を被りました。</p> <p>このような被害が今後とも繰り返されるようであれば、加入者回線設備を保有する事業者は、市場からの撤退を余儀なくされるため、NTT東西の独占に回帰し、設備ベースの競争がなくなるだけでなく、加入者回線設備と一体となったアクセスサービスのサービスベースの競争もなくなり、通信市場の健全な発展を阻害することとなります。</p> <p>については、本接続料改定の議論において、NTT東西と接続事業者の競争という視点からだけでなく、NTT東西以外の加入者回線設備を持つ事業者とNTT東西との競争、および接続事業者との競争の視点も合わせて議論いただき、公正な競争環境の整備と健全な電気通信事業の発展を主導頂きたく存じます。</p> <p>(STnet)</p>		
<p>意見6 加入光ファイバの卸売市場では、供給事業者として、NTT東西以外にも地域電力系事業者やCATV事業者が存在するため、供給サイドにおける競争による市場を通じた適正な価格低下を期待すべきであり、NTT東西のダンピング価格である接続料により、光ファイバの卸売市場におけるNTT東西の市場独占を招く政策は「官製ダンピング」であり採用すべきでない。</p>	再意見6	考え方6
<p>○ 自分なりに捉えるに、「日本におけるブロードバンドの促進」という課題に対するプライシング(価格設定)の問題であると考えます。</p>	<p>○ (技術中立的なご審議をお願いします)</p> <p>総務省殿は、政策立案の視点として、「技術中</p>	(考え方5に同じ)

NTT東西に実際のコストを大幅に下回る水準の接続料の設定を義務付けることは、光ファイバの卸売市場における「官製ダンピング」です。

光ファイバの卸売市場においては、供給事業者として、NTT東西以外に、地域電力系事業者やCATV放送系事業者が存在します。供給サイドにおける競争による市場を通じた適正な価格低下を期待すべきです。NTT東西のダンピング価格である接続料により、光ファイバの卸売市場におけるNTT東西の市場独占を招く政策は、断じて採用すべきではありません。

今回の接続料水準が、地域電力系事業者やCATV放送系事業者の原価を下回る水準であれば、大きな問題を引き起こします。地域電力系事業者等は、自ら設備投資を行い役務提供するのではなく、NTT東西の光ファイバを借りて事業展開する「企業行動」を採用することは理にかなっています。その場合、光ファイバの卸売市場は、NTT東西が唯一の供給者となり、市場独占状態となります。この場合、新規分野でありながら、新たな技術革新やコストダウンが期待されなくなり、日本の国際競争力低下の恐れもあります。

3か年の将来原価方式にて安価な接続料を設定することだけでも、NTT東西に経営体力があるからできることです。その上で、未回収コストを回収しない仕組みにすることは、ますます、地域電力系事業者等が、光ファイバの卸売市場の供給者サイドを退出し、需要者サイドである借り手に事業運営を交換させるインセンティブを与えることとなります。

日本の鉄道や航空ネットワークの供給事業者が1社となり、その他の事業者はそのネットワークを借りて旅行業を営むようなことを指向していることであり、国家戦略の観点から大変危険な状態です。通信業のような技術革新が激しい設備産業においては、このような設備供給事業者が市場退出する流れを加速するような政策を採用すべきではありません。

立性」や「競争中立性」を掲げておられます。光ファイバーを特別視するのではなく、DSL、CATV、WiMaxなど他の技術と公平に扱うべきです。さもないと、我が国では、世界的に普及している経済的なDSLや無線などの技術が発展せず、結果として高いインフラを国民に押し付けることにつながります。

我が国のブロードバンド料金は、総務省殿の調査にあるように、「世界一高速で低料金」を実現しています。しかしながら、それを提供している通信会社は、光ファイバー建設に毎年大きな赤字を出しており、その規模は、NTT社で数千億円、KDDI社で数百億円に上るそうです。これは、健全な競争とは言えません。通信会社が赤字になって倒産するのは自己責任ですが、行政がそれに加担するようなことがあってはいけません。

光ファイバーのサービスは、既に7年以上経過しています。もはや新サービスとは言えません。ダンピング料金は是正し、実際にかかっているコストを反映させるべきです。少なくとも、行政がダンピング料金に関与して、他の競合サービスの技術発展を妨害するような行為は、「技術中立的」とは言えません。

(個人)

(個人)		
------	--	--

(各論)

1. 算定根拠について

意見7 NTT東西が開示している接続料算定根拠は、表面的な算定過程を示しているのみで、算定根拠として重要となる算定根拠データの妥当性を示すものがないなど情報の開示が不十分な点が多く、客観的な観点で合理的に導き出される算出過程でないことは最も大きな問題点であり、接続料の妥当性を十分に検証することができない。	再意見7	考え方7
<p>○ 加入光ファイバに係る接続料については、前述の分岐端末回線あたりの接続料設定がなされていないことによる構造的な競争阻害要因の存在に加え、その設定の元となる本申請における接続料水準にも問題があるものと考えます。例えば、今回申請がなされているシェアアクセス方式の接続料はNTT東日本で652円の減、NTT西日本で340円の減となっておりますが、この要因は、主に加算料及び局外光スプリッタに係る接続料が低廉化したことによるものです。すなわち、光ファイバ部分にのみ着目すると、NTT東日本の値下げ額は61円に過ぎず、NTT西日本に至っては274円の値上げとなっております。このように、シェアアクセス方式の接続料の主要な部分を占める光ファイバ部分の接続料水準自体が低廉化していないことから、その算定根拠を十分に検証し、光ファイバ部分に係る接続料の低廉化を実現することが必要と考えます。</p>	<p>○ FTTH光ファイバー貸出し市場は、地方の偏在を考慮せず日本全土を平均的にみならず、第一種指定通信事業者殿が70%以上の割合を持っており、電力系事業者殿がご指摘のとおり我が国の光ファイバー利用料の標準料金となっております。よって、合理的な利用料でない可能性が高まるなら、競争事業者間のビジネス競争力を不当に抑圧することも予想できる場所ですので、より透明性の高い加入者系光ファイバーの料金体系が望まれるところと見られます。多くの事業者殿が第一種指定電気通信事業者殿の開示が不十分であると指摘されていることから、総務省殿では、昨年10月に「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」が終了したばかりではありますが、その報告書の中で、当該会計制度については、適宜見直すのご指摘があるように、今一度、その重要性に鑑み、情報通信審議会殿でご審議いただく前に利害関係事業者間で時間をかけて検討するという方式が必要ではないかと考えられます。</p> <p>(KVH)</p>	<p>需要予測については、NTT東西分と他事業者分に分けて行っているが、具体的な算出方法は、申請資料やNTT東西の再意見14及び15に示されているとおり、NTT東西分のうち専用線等は平成18年度末実績に据え置き、Bフレッツは、平成22年度末の契約数を予測(東:1140万、西:900万)し、ファミリータイプとマンションタイプの契約数は戸建てと集合住宅の世帯数比で算定している。契約数から稼働芯線数を算出する方法は、ファミリータイプで8契約までを1芯収容等としているところである。</p> <p>一方、他事業者分は、平成18年度末のBフレッツに占める割合に固定して稼働芯線数の予測を行っているところである。</p> <p>また、今回の申請案では、利用芯線の割合について、平成18年度末でNTT東西ともに約34%であったものを、平成22年度には、NTT東日本で約52%、NTT西日本で約55%に高めることとしており、相当程度、既存の未利用芯線の活用を行うこととしていると考えられる。</p> <p>さらに、複数の芯線を太束で敷設しているケース等における未利用芯線に関する減価償却費の見込み方や将来予測で使用されている各種伸び率</p>

〔 光主端末回線接続料の水準 〕

申請案		現行接続料		
NTT 東日本	4,368円 (▲652円)	光ファイバ	3,823円 (▲61円)	
	FTM	183円 (107円)	FTM	76円
	加算料	150円 (▲254円)	加算料	404円
	局外スプリッタ	183円 (▲444円)	局外スプリッタ	656円
NTT 西日本	4,647円 (▲340円)	光ファイバ	4,158円 (274円)	
	FTM	122円 (46円)	FTM	76円
	加算料	144円 (▲260円)	加算料	404円
	局外スプリッタ	223円 (▲400円)	局外スプリッタ	623円

以下に、本申請における接続料算定に係る問題点を詳述します。

○ 算定根拠における情報の不足

現状、NTT東西の開示している接続料算定根拠は、表面的な算定過程を示しているだけであり、本来算定根拠として重要となる算定根拠データの妥当性を示すものがないことから、接続事業者において、接続料の妥当性を十分に検証することができず、本来接続料として負担すべきでない費用が算入されている可能性を払拭できない等の問題があります。以下に、接続料算定上、根拠が不明確な事項の一例を記載します。

- ・マイグレーションを考慮したNTT東西の地域IP網（以下、「地域IP網」という。）に係るBフレッツとNTT東西の次世代ネットワーク（以下、「NTT-NGN」という。）に係る光アクセスサービス（以下、両サービ

○ 接続料算定で必要となる需要やコスト等については、接続料算定根拠に、具体的な算定方法や数値等について詳細に記載し公表しており、十分検証可能なものとなっていると考えます。

なお、ご意見にあるご質問等については、以下のとおりです。

・固定資産及び減価償却費は、平成19年度までは現行の耐用年数、平成20年度以降は地下・架空別の見直し後の耐用年数に対応する償却率を用いて適切に算定しております。なお、地下・架空別の固定資産等については公表はしておりません。

・今回の申請では耐用年数を見直した後の費用・固定資産に基づき接続料を算定しているため、耐用年数見直しの影響額は把握しておりません。

（NTT東日本、NTT西日本）

○ 接続料算定で必要となる需要やコスト等については、接続料算定根拠に、具体的な算定方法や数値等について詳細に記載し公表しており、十分検証可能なものとなっていると考えます。

なお、ご意見にあるご質問等については、以下のとおりです。

・光ファイバはケーブル単位で敷設しており、その減価償却費については、ケーブルを単位として計上しております。

・光ファイバは、芯線を保護する被覆や中心支持体等が初めて本来の機能を有する性質のものであり、使用上の環境の点からも、芯線単位の使用・未使用にかかわらず、ケーブル単位で物理的な劣化や支障移転等による撤去が生じるも

等の情報については、NTT東西の再意見で示されている考え方を踏まえれば、いずれも網使用料算定根拠からその妥当性の検証が可能であり、検証に必要な情報開示が必ずしも不十分とは言えない。

以上のように、経営情報に係るデータもあることから公表可能な内容には一定の限界はあるが、接続料算定の過程を検証することが可能な情報は公表されているものと考えられる。ただし、NTT東西においては、他事業者からの要望を踏まえ、接続料算定の過程を検証可能となるような情報の提供にできる限り努めることが適当である。

<p>スを含わせて「NTT東西光アクセスサービス」という。)ごとの予測稼働芯線数等、NTT東西光アクセスサービスの稼働芯線数予測の妥当性を確認できるデータ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の未利用芯線の活用を前提とした最適な設備投資が実施された上で、未利用芯線数の将来予測がなされているのか等の妥当性を確認できるデータ ・サービス別の契約予測数から算出される稼働芯線数の考え方や算出結果の妥当性を確認するためのデータ ・平成20年度以降、光ファイバについて経済的耐用年数を適用する場合の減価償却費の詳細な計算方法及び架空・地下の区別毎の影響額等 ・複数の芯線を太東で敷設しているケース等における未利用芯線に関する減価償却費の見込み方の妥当性を確認できる情報 ・各費用の配賦で用いられている数値や将来予測で使用されている各種伸び率等の具体的な数値を検証するためのデータ <p>なお、弊社共の考える本申請の算定根拠に係る不明点は、別添資料1(省略)に挙げているとおりです。別添資料1については、要確認事項として同様のものを弊社共よりNTT東西に送付し、確認を求めているところです。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 本変更申請案は、NTT東西が策定したものであり、また情報開示が不十分な点も多く、客観的な観点で合理的に導き出される算出過程でないことは最も大きな問題点です。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>のです。したがって、設備の取得や撤去・取替についてはケーブル単位で行うことが適当であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このように、光ファイバは、材質・機能の面や使用上の環境による設置・更改の実状を踏まえると、会計上、ケーブル全体を減価償却を行うことが適当であり、そのケーブルを単位とした使用期間に応じて適切に費用計上しております。 ・仮に、ケーブル単位でなく、光芯線単位で固定資産管理を実施し、使用芯線分のみを費用計上する場合には、膨大な量(約 1,500 万芯;H22 末・東西計)に及ぶ芯線の 1 本毎に、使用開始の有無や使用可否の状況を把握する必要があるとともに、ユーザの開通工事や撤去工事、故障修理の実施毎に、個々の芯線の償却開始や除却の処理を行う必要があること等から、設備管理や工事稼働を複雑化・煩雑化させるため、保守コストの著しい増加といった問題も生じ、それが接続料に転嫁されることになることから、適切ではないと考えます。 <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 接続料算定で必要となる需要やコスト等については、接続料算定根拠に、具体的な算定方法や数値等について詳細に記載し公表しており、また、接続会計における原価の配賦方法は「接続会計処理手順書」に記載するとともに、配賦結果である原価の内訳は設備区別・勘定科目別に「接続会計報告書」及び「接続料算定根拠」に詳細に記載し公表しており、それらの妥当性は十分検証可能であると考えております。</p> <p>なお、ご意見にあるご質問等については、以下のとおりです。</p>	
--	---	--

将来の費用の予測で使用されている伸び率については、網使用料算定根拠に記載している固定資産額を基に算出しております(下表)。また、このほかに、年3%の効率化を加味しております。

■東日本

	H19	H20	H21	H22
取得固定資産伸び率	18%	14%	12%	9%
正味固定資産伸び率	16%	11%	9%	6%
当年度取得固定資産伸び率	▲13%	▲1%	▲9%	▲24%

(NTT東日本)

- 接続料は、実際にご利用いただいた設備に係るコストをご負担いただくものであり、実績原価方式が基本であると考えておりますが、現時点の実績原価は約9千円(平成18年度東西計)と、現行接続料(約5千円)を大幅に上回っている状況にあり、光サービスが本格的な拡大期に入った中で、光ブロードバンドをより一層多くの皆様にご利用いただけるよう、今回の光ファイバ接続料の見直しでは、平成20年度から22年度までの3年間を算定期間とする将来原価方式を採用し、その結果、光信号主端末回線伝送機能に係る接続料の水準は低減しました。

また、本接続料は、接続料規則に則り算定したものであり適正であると考えます。

なお、ご意見では、本接続料原価のうち、加算料を除いた光ファイバ部分だけで現行接続料と申請案の比較をされておりますが、この差額には、光ファイバ部分は光ファイバコスト全体から施設設置負担金の金額に連動する加算料で回収される部分を減じた残分であるため、平成17年3月に

施設設置負担金を 102,000 円から 51,000 円に見直したことにより加算料は大幅な値下げとなり、また光ファイバ部分も値下げとなっております。

また、接続料算定で必要となる需要やコスト等については、接続料算定根拠に、具体的な算定方法や数値等について詳細に記載し公表しており、十分検証可能なものとなっていると考えます。

(NTT東日本)

- 接続料算定で必要となる需要やコスト等については、接続料算定根拠に、具体的な算定方法や数値等について詳細に記載し公表しており、十分検証可能なものとなっていると考えます。

なお、ご意見にあるご質問等については、以下のとおりです。

- ・光ファイバはケーブル単位で敷設しており、その減価償却費については、ケーブルを単位として計上しております。
- ・光ファイバは、芯線を保護する被覆や中心支持体等があってはじめて本来の機能を有する性質のものであり、使用上の環境の点からも、芯線単位の使用・未使用にかかわらず、ケーブル単位で物理的な劣化や支障移転等による撤去が生じるものです。したがって、設備の取得や撤去・取替についてはケーブル単位で行うことが適当であると考えます。
- ・このように、光ファイバは、材質・機能の面や使用上の環境による設置・更改の実状を踏まえると、会計上、ケーブル全体を減価償却を行うことが適当であり、そのケーブルを単位とした使用期間に応じ

	<p>て適切に費用計上しております。</p> <p>・仮に、ケーブル単位でなく、光芯線単位で固定資産管理を実施し、使用芯線分のみを費用計上する場合には、膨大な量(約 1,500 万芯;H22 末・東西計)に及ぶ芯線の 1 本毎に、使用開始の有無や使用可否の状況を把握する必要があるとともに、ユーザの開通工事や撤去工事、故障修理の実施毎に、個々の芯線の償却開始や除却の処理を行う必要があること等から、設備管理や工事稼動を複雑化・煩雑化させるため、保守コストの著しい増加といった問題も生じ、それが接続料に転嫁されることになることから、適切ではないと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ 接続料算定で必要となる需要やコスト等については、接続料算定根拠に、具体的な算定方法や数値等について詳細に記載し公表しており、また、接続会計における原価の配賦方法は「接続会計処理手順書」に記載するとともに、配賦結果である原価の内訳は設備区分別・勘定科目別に「接続会計報告書」及び「接続料算定根拠」に詳細に記載し公表しており、それらの妥当性は十分検証可能であると考えております。</p> <p>なお、ご意見にあるご質問等については、以下のとおりです。</p> <p>将来の費用の予測で使用されている伸び率については、網使用料算定根拠に記載している固定資産額を基に算出しております(下表)。また、このほかに、年約3%の効率化を加味しております。</p>	
--	--	--

■西日本

	H19	H20	H21	H22
取得固定資産伸び率	14%	8%	5%	5%
正味固定資産伸び率	9%	1%	▲1%	1%
当年度取得固定資産伸び率	▲14%	▲50%	20%	▲2%

(NTT西日本)

- 接続料は、実際にご利用いただいた設備に係るコストをご負担いただくものであり、実績原価方式が基本であると考えておりますが、現時点の実績原価は約9千円(平成18年度東西計)と、現行接続料(約5千円)を大幅に上回っている状況にあり、光サービスが本格的な拡大期に入った中で、光ブロードバンドをより一層多くの皆様にご利用いただけるよう、今回の光ファイバ接続料の見直しでは、平成20年度から22年度までの3年間を算定期間とする将来原価方式を採用し、その結果、光信号主端末回線伝送機能に係る接続料の水準は低減しました。

ご意見では、東西合計の予測に基づき算定された現行料金と、東西別の予測に基づき算定された今回の申請料金を比較し、西日本の主端末回線の光ファイバ部分が上昇していることに特に着目し、低廉化が足りないと指摘されておりますが、東西の効率化努力の評価は、東西別の実績原価から今回の申請料金を比較すべきと考えます。そうした観点で見れば、加入光ファイバ接続料の東西別H19見込み単金から見た今回の申請料金は東西ともに大幅に低下しており、西日本の効率化努力は東日本に比べて遜色なく十分に図れているものと考えております。(加入光ファイバ接続料の東西別H19見込み単金から見た今回の申請料金の逡減率:西日本▲39%、東日本▲33%)

なお、本接続料原価のうち、加算料を除いた光ファイバ部分だけで現行接続料と申請案の比較をされておりますが、加算料も原価の一部であることから、本来は提供形態に即して、主端末回線(加算料を含む)に分岐端末回線を加えたトータルの料金で比較すべきであり、この場合、現行料金の4,808円(主端末回線:4,288円、分岐端末回線:520円)に対して申請料金(H20AC)は4,753円(主端末回線:4,302円、分岐端末回線:451円)となっており、低廉化が図られております。また、局外スプリッタ等を含む主端末回線全体でみた場合も、4,987円から4,647円に低減しております。

接続料算定で必要となる需要やコスト等については、接続料算定根拠に、具体的な算定方法や数値等について詳細に記載し公表しており、十分検証可能なものとなっております。

(NTT西日本)

- 接続料算定で必要となる需要やコスト等については、接続料算定根拠に、具体的な算定方法や数値等について詳細に記載し公表しており、また、接続会計における原価の配賦方法は「接続会計処理手順書」に記載するとともに、配賦結果である原価の内訳は設備区分別・勘定科目別に「接続会計報告書」及び「接続料算定根拠」に詳細に記載し公表しており、それらの妥当性は十分検証可能であると考えております。

なお、ご意見にあるご質問等については、以下のとおりです。

営業費については、接続会計では、指定電気通信設備の維持運営に不可欠な故障の周知等に係る営業費について、取得固定資産比により光ファ

イバを含む各設備区分に配賦しており、光ファイバの将来原価における営業費は、その配賦された金額に取得固定資産伸び率を乗じることにより算定しているものです。

試験研究費については、光ファイバを効率的に敷設する工法の研究や曲げに強い光ファイバの研究等を行っており、接続会計では、当年度取得固定資産比等により、光ファイバを含む関連する設備区分に配賦しております。光ファイバ将来原価上の試験研究費は、この配賦された金額に当年度取得固定資産伸び率を乗じることにより算定しているものです。

(NTT東日本、NTT西日本)

- 接続料算定で必要となる需要やコスト等については、接続料算定根拠に、具体的な算定方法や数値等について詳細に記載し公表しており、十分検証可能なものになっていると考えます。

なお、ご意見にあるご質問等については、以下のとおりです。

費用(設備管理運営費)の予測に用いた取得固定資産伸び率については、取得固定資産合計(線路設備・光ケーブル～その他)を対象として算出しており、固定資産の予測に用いた取得固定資産伸び率については、線路設備・光ケーブルを対象として算出しております。

(NTT東日本、NTT西日本)

- 接続料算定で必要となる需要やコスト等については、接続料算定根拠に、具体的な算定方法や数値等について詳細に記載し公表しており、十分検

	<p>証可能なものになっていると考えます。</p> <p>なお、ご意見にあるご質問等については、以下のとおりです。</p> <p>光ケーブルの減価償却費は、光ケーブルに係る正味固定資産額等に基づき、耐用年数を、平成19年度までは10年、平成20年度以降は、地下21年・架空15年として算定しております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
--	--	--

2. 算定期間について

意見8 加入光ファイバの接続料の低廉性と予見性の確保の観点から、その算定期間を接続料規則の上限である5年間とすべき。	再意見8	考え方8
<p>○ 加入者光ファイバの接続料については、低廉性と予見性が確保される必要があります。従って、算定期間を接続料規則の上限である5年間とすべきです。理由は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代ブロードバンド戦略2010(平成18年8月)では、平成22年度に超高速ブロードバンドの世帯カバー率を90%以上にすると目標が掲げられているため。 ・ FTTHは今後益々普及すると考えられ、平成24年度には3000万加入になるとの予測もある。また、NTT東・西のNGN提供開始をきっかけとして、一挙にADSLからFTTHへの切り替えが進む可能性もあり、平成22年度という中間点での区切りは、却って信頼性の高い予測を困難にしていると考えられるため。 ・ 未利用設備(光ケーブル及びFTM)がコストに算入されているが、需要増に伴い未利用分が少なくなると想定されることから、設備を効率的に利用することに努める他、算定期間を長めにとり、料金を 	<p>○ 弊社共は、将来原価方式の接続料算定に係る算定期間が3年間では短いとするKDDI殿の意見に賛同します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前述のとおり、本申請に係る算定期間の3年間を終了した後の平成23年度以降も、継続して需要の増加が見込めること等から、本申請において算定期間を3年間としていることは不相当であり、より長期間とすべきです。 ・ 具体的には、さらなる需要の喚起や、接続料の安定化によるFTTH市場における競争の活性化を図るべく、平成13年度における現行接続料の認可申請時と同様に、本申請においても算定期間を7年間とすることが適当であると考えます。 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>将来原価方式は、新規かつ今後相当の需要の増加が見込まれるサービスを提供する機能について、5年を上限とした期間を算定期間として、その間の需要と費用を予測して接続料を算定する方式であるが、算定期間については5年以内であれば申請者が任意で設定可能である。</p> <p>今回の申請は、算定期間を3年としており、上限である5年以内に設定されていることから、特段問題はないと考えられる。</p>

<p>安定化させる必要がある。</p> <p>(KDDI)</p>		
<p>意見9 FTTHサービスの需要は、平成23年度以降においても堅調に伸びていくものと考えられ、この需要増に対応するための光ファイバに係るインフラ整備には長期間を要することが想定されることから、将来原価方式を採用する際の趣旨にかんがみ、接続料の算定期間を7年間とし、光ファイバに係るインフラ整備が進展するまでの間、安定的な接続料設定を行うことが適当。</p>	<p>再意見9</p>	<p>考え方9</p>
<p>○ 本申請では、将来原価方式に係る算定期間を、平成20年度から平成22年度までの3年間としています。3年という期間は将来原価方式の算定期間として短く、不相当であると考えます。光ファイバに係る接続料については、「新競争促進プログラム2010」において、算定の在り方に関する具体的な検討を実施すると記載されているところであり、後述する点を考慮し、より長期の算定期間とすることが適当と考えます。</p> <p>接続料規則において、将来原価方式を採用するのは、「電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものである」(接続料規則第8条第2項第1号)場合としています。本申請におけるNTT東日本の需要予測においては、平成22年度まで需要は同水準で堅調に伸びるとされており、NTT西日本の需要予測においては、平成22年度まで純増数が毎年度大きくなるとされています。このことから、需要は平成22年度で飽和傾向になるとは言えず、平成23年度以降においても接続料規則に定める「相当の需要の増加が見込まれる」という要件を満たすものと考えられるため、少なくとも算定期間は3年間ではなく、より長期間とすることが適当であると考えます。</p> <p>具体的には、本申請の算定期間を平成13年度申</p>	<p>○ ご意見を検討すべきと考えます。</p> <p>NTT 東西の変更申請案では、3年間の算定期間が採用されていますが、「なぜ3年間としたのか」根拠が不明確であると考えています。</p> <p>したがって、5年間もしくは7年間といった算定期間の場合の結果も出したうえで、最善の方策を選択すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ 日経コミュニケーションなどの記事から判断すれば、この案は借り手の事業者にはもの足りないと思えますが、過去の実績や貸し手のリスクから妥当と判断します。</p> <p>算定方法で需要と費用期間を7年間から3年間に短縮したのは、前回の7年間の期間で借り手の需要やNTTのBフレッツ実績等が大幅に下回ったことを考慮すると、やむを得ないと考えます。</p> <p>(徳島通信建設)</p>	<p>(考え方8に同じ)</p>

<p>請時と同様に7年間(平成20年度～平成26年度)とすることが適当と考えます。光アクセスサービスの需要は、前述のとおり今後も堅調に伸びていくものと考えられますが、この需要増に対応するための光ファイバに係るインフラ整備には長期間を要することが想定されるため、将来原価方式を採用する際の趣旨に鑑み、接続料の算定期間を7年間とし、光ファイバに係るインフラ整備が進展するまでの間、安定的な接続料設定を行うことが適当と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		
<p>意見10 NTT東西は、算定期間を3年間とした理由を改めて明示するとともに、算定期間を5年間又は7年間とした場合の結果を出した上で、合理的かつ最も競争市場を創出するための最善の方策を選択すべき。</p>	<p>再意見10</p>	<p>考え方10</p>
<p>○ 本変更申請案では、将来原価方式の算定期間として、平成20年度から平成22年度の3年間としておりますが、なぜ3年間と設定したのか、合理的な説明が不十分であると考えます。</p> <p>NTT東西には、算定期間を3年間とした理由を改めて明示して頂くとともに、5年間もしくは7年間といった算定期間の場合の結果も出したうえで、合理的でかつ最も競争市場を創出させる最善の方策を選択する方法を提案します。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>○ 接続料は、実際にご利用いただいた設備に係るコストをご負担いただくものであり、実績原価方式が基本であると考えておりますが、現時点の実績原価は約9千円(平成18年度東西計)と、現行接続料(約5千円)を大幅に上回っている状況にあり、光サービスが本格的な拡大期に入った中で、光ブロードバンドをより一層多くの皆様にご利用いただけるよう、今回の光ファイバ接続料の見直しでは、平成20年度から22年度までの3年間を算定期間とする将来原価方式を採用することとしました。</p> <p>将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方式であり、実際のコスト・需要は、当社の経営努力、営業戦略だけで決まるものではなく、今後のサービス・技術動向や為替、金利、物価といった経済情勢、消費動向、他社の営業戦略等の影響を受けるため、市場環境及び競争環境が激しく変化す</p>	<p>(考え方8に同じ)</p>

	<p>る光ブロードバンドサービスにおいて将来原価方式を採用する場合は、予測期間を長期化するほど、上述した諸要因による予測からの乖離リスクが高まる傾向にあることから、こうした乖離リスクを最小限にとどめるという観点からは、できるだけ短い算定期間とすることが望ましいと考えます。したがって、5年、7年というより長期の算定期間を採用することは、不適切だと考えます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
意見11 加入光ファイバに係る接続料は、単年度を算定期間とする将来原価方式を採用すべき。	再意見11	考え方11
<p>○ 平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料については、算定期間を単年度とする将来原価方式とすべき。</p> <p>(理由)</p> <p>算定期間を単年度とする将来原価方式による接続料の算定</p> <p>加入光ファイバに係る接続料については、今後の普及が見込まれることから将来原価方式を採用することが適当である。しかしながら、平成19年度までの過去7年間に於いて適正なコスト回収ができなかった原因は当初の予測コストと実績コストの間に大きな乖離があったことである。将来原価方式において予測コストと実績コストの乖離を最小限にする観点から、算定期間を単年度とすべきである。</p> <p>(東北インテリジェント通信)</p>	<p>○ 需要予測の難しさを考慮すれば、「実績原価方式」又は「1年間の将来原価方式」を採用すべきと考えます。行政としても認可した責任を負えるのは、競争環境が変化する中では、せいぜい1年間ではないかと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>(個人)</p>	(考え方8に同じ)
意見12 今回将来原価方式を採用する場合であっても、その算定期間は極力短期間とし、速やかに実績原価方式に移行すべき。	再意見12	考え方12

<p>○ 本来接続料は、実績原価方式で算定し、必要に応じて毎年見直しを行えば良いものと考えます。そのため、現在将来原価方式で算定しているものは、あくまでも当面の措置とすべきものであって、可能な限り速やかに実績原価方式へ移行するのが適当と考えます。</p> <p>よって、今回将来原価方式を採用する場合であっても、算定期間は極力短期間とし、その後速やかに実績原価方式へ移行すべきであると考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>○ 【算定期間の短縮若しくは実績原価方式への移行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来原価方式で生じる予測と実績の乖離額を抑制するために、算定期間の短縮(1年等)や実績原価方式への移行を求める意見がありますが、今後も相当の需要が見込まれるFTTHサービスに係る光信号端末回線伝送機能及び光信号主端末回線伝送機能の接続料は、以下の理由により、可能な限り長期の将来原価方式で算定することが適当であると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> - 算定期間の長期化により、接続料水準の低廉化が見込まれるため、さらなる需要喚起につながる。 - 接続料水準がより長い期間安定することで、新規事業者に対する参入障壁が低下し、FTTH市場における競争の活性化にもつながること。 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 設備を構築している電力系事業者殿のご意見にもあるとおり、接続料は、実際にご利用いただいた設備に係るコストをご負担いただくものであり、実績原価方式が基本であると考えておりますが、現時点の実績原価は約9千円(平成18年度東西計)と、現行接続料(約5千円)を大幅に上回っている状況にあり、光サービスが本格的な拡大期に入った中で、光ブロードバンドをより一層多くの皆様にご利用いただけるよう、今回の光ファイバ接続料の見直しでは、平成20年度から22年度までの3年間を算定期間とする将来原価方式を採用しました。なお、ご指摘のとおり、その後は可能な限り早期に実績原価方式へ移行する考えです。</p> <p>また、将来原価方式は、一定の予測に基づく算</p>	<p>(考え方8に同じ)</p>
--	---	------------------

	<p>定方式であり、実際のコスト・需要は、当社の経営努力、営業戦略だけで決まるものではなく、今後のサービス・技術動向や為替、金利、物価といった経済情勢、消費動向、他社の営業戦略等の影響を受けるため、こうした先々の変動要因によりコスト回収が過不足となるリスクを調整することが不可欠であり、平成20年度から22年度までの算定期間内における過不足分を翌期以降の接続料の原価に加えて調整することとしております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
<p>意見13 急拡大するFTTH市場において、今後も予測と実績が乖離する可能性が高く、加入者回線を保有する事業者への被害が生じる可能性が高まること、また、本申請における平成20年度以降のコストの予測値は、現行の接続料の水準から大きく乖離するものではないことから、実績原価方式を採用すべき。</p>	<p>再意見13</p>	<p>考え方13</p>
<p>○ 将来原価算定方式でのコスト算定では、常に予測と実績に乖離が生まれる可能性があり、現にこれまでの7年間においては、大きな乖離が生じました。これは偏に、急激に伸びる市場における需要想定の高さからくるものであります。急拡大する光通信市場においては、今後も予測と実績が乖離する可能性は非常に高く、その結果、総論で述べたような加入者回線を持つ事業者への被害が生まれる可能性が高まります。従来のような被害を無くすためにも、原価算定方式は将来原価算定方式ではなく、実績原価算定方式にて算定すべきと考えます。</p> <p>今回のNTT東西からの申請においてH20年度以降のコスト予測を出しておりますが、その予測値を見ても、H20年度は現行の接続料の水準から見て大きく乖離するものではないため、原価算定方式を将来原価算定方式から実績原価算定方式に変更したとしても、市場の混乱は無いと考えます。</p>	<p>○ FTTH 通信技術が進展して現行 GE-PON から今後は、10GE-PON さらには WDM-PON へと進むと予想され、この順に標準化されるに従い、単位光ファイバーあたりの伝送容量がどんどん増加していくものと考えられます。それにもかかわらず、8分岐単位の利用料金を原則とする現行方式に合理性があるか疑問です。また、WDM-PON 技術が実用化するころには、現状の DWDM 装置も宅内におけるようなレベルまでの軽量化、低減化が必要であり、併せて光ファイバーそのものの仕様も変化せざるを得ないとも予想されることから、光ファイバーの減価償却費についても経済耐用性に併せて検討しなければならないと考えます(電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会報告)。しかし、経済耐用年数を正確に把握することが現状では困難ですので、7年の将来原価方式に比較して、今回の3年の将来原価方式</p>	<p>将来原価方式は、新規かつ今後相当の需要の増加が見込まれるサービスを提供する機能について、需要と費用を予測して接続料を算定する方式である。</p> <p>この点、今回の申請案について、平成18年度と平成22年度(今回の算定期間の最終年度)との間で、Bフレッツのユーザ数を比較してみても、NTT東西ともに3倍以上(NTT東日本:約340万契約→約1140万契約、NTT西日本:約268万契約→約900万契約)の増加が想定され、今後新規かつ相当の需要の増加が見込まれると言えることから、将来原価方式を適用する要件に該当していると考えられる。</p>

(STNet)	<p>について原価を予想するのは、一定の合理性があると考えられますが、技術進歩が甚だしくNGNが本格的に進展する平成20年代初期の段階においては将来原価方式よりは実際原価方式によって、1年ごとに利用料を見直し、その都度、精算するという方式がより合理性が高いと考えられます。</p> <p>(KVH)</p>	
---------	---	--

3. 稼働芯線数に係る需要予測について

意見14 Bフレッツに係る稼働芯線数の需要予測に関し、①需要(契約数)予測の妥当性、②需要(契約数)予測から稼働芯線数を算出する過程の妥当性等の詳細な検証を行うことが可能となるよう十分な情報開示が必要。	再意見14	考え方14
<p>○ 本申請に係る稼働芯線数の需要予測については、大きく以下の2つの問題点があるものと考えます。</p> <p>(ア) 需要(契約数)予測の妥当性 (イ) 需要(契約数)予測から稼働芯線数を算出する過程の妥当性</p> <p>以下、この2点について詳述させていただきます。</p> <p>(ア) 需要(契約数)予測の妥当性 一つ目の問題点は、需要(契約数)予測の妥当性に関する問題です。本申請におけるNTT東西の需要予測は、NTT東西が平成19年11月9日の社長会見において大幅な下方修正を実施した、「2010年度末に2,000万回線」という目標値を前提にして算出されています。また、接続事業者分の需要予測についても、接続事業者とのコンセンサス形成もないままNTT東西自身が行った需要</p>	<p>○ 接続料算定で必要となる需要やコスト等については、接続料算定根拠に、具体的な算定方法や数値等について詳細に記載し公表しており、十分検証可能なものとなっていると考えます。</p> <p>なお、ご意見にあるご質問等については、以下のとおりです。</p> <p>・Bフレッツの契約数については、直近の販売状況およびNGN上での多彩なサービス展開による需要拡大を考慮して、平成22年度末において、東日本約1,100万を見込んでおります。</p> <p>・地域IP網とNGN別のBフレッツ契約数内訳については、本算定では、Bフレッツ全体のNGNユーザ数は算定に影響をあたえないことから把握しておりませんが、ファミリータイプについては、平成22年度末において、ファミリータイプ全体のユーザ</p>	<p>接続料は費用/需要で算定されることから、接続料の妥当性を検証する上では、需要(稼働芯線数)についてその算出過程を検証するために必要な情報が提供されることが重要となる。</p> <p>この点、考え方7に示したとおり、需要予測については、NTT東西分と他事業者分に分けて行っており、具体的な算出方法は、申請資料やNTT東西の意見に示されているが、</p> <p>NTT東西分のうち専用線等は平成18年度末実績に据え置き、Bフレッツは、平成22年度末の契約数を予測(東:1140万、西:900万)し、ファミリータイプとマンションタイプの契約数は戸建てと集合住宅の世帯数比で算定している。契約数から稼働芯線数を算出する方法は、ファミリータイプで8契約までを1芯収容等としているところである。</p> <p>また、他事業者分は、平成18年度末のBフレッツに占める割合に固定して稼働芯線数の予測を行っているところである。</p>

<p>予測を基にして算出されているところです。このように NTT 東西が独自に行った需要予測について、接続事業者がその妥当性を検証することは不可能です。</p> <p>したがって、NTT 東西は当該需要予測が妥当であると、第三者が判断するに足るだけの情報及び根拠を示し、自らの主張の妥当性を示すことが必要と考えます。例えば、地域 IP 網から NTT-NGN への移行に際し、地域 IP 網と NTT-NGN とは個別に光アクセス回線を利用することが明らかにされていることから、地域 IP 網に係る B フレッツと NTT-NGN に係る光アクセスサービスといったサービスごとの契約数予測や、NTT-NGN のサービスエリア展開計画並びに地域 IP 網からのマイグレーション計画といった具体的な移行計画に関する情報もあわせて開示されることが必要です。</p> <p>なお、現在検討が行われている NGN 接続ルールにおいて、OSU 共用等による NTT 東西利用部門と接続事業者間の公正競争環境の確保を通じた適切な接続料設定が実現されることにより、接続事業者も光アクセスサービスを積極的に展開することが可能となり、電気通信市場全体で従来 NTT 東西が目標値としていた 3,000 万回線を超える需要を獲得することも可能であると考えます。</p> <p>(イ) 需要(契約数)予測から稼働芯線数を算出する過程の妥当性</p> <p>また、二つ目の問題点として NTT 東西から提示されている算定根拠においては、契約数(需要予測)から稼働芯線数の算出までの詳細が全く開示されていないことが挙げられます。本申請では、ファミリータイプ、マンションタイプ、ベーシックタイプといったサービスタイプごとの契約数を考慮して B フレッツに係る稼働芯線数を算出しているとのことですが、これらの根拠となる個々のサービスタイプごとの契約数及び芯線稼働率が開示されない限</p>	<p>数のうち、約4割を NGN ユーザ数として見込んでおります。なお、Bフレッツのうち、ファミリータイプとマンションタイプの契約数の割合は、戸建てと集合住宅の世帯数比をベースに算定しており、ファミリータイプを約6割、マンションタイプを約4割としています。</p> <p>・NGN のサービスエリア展開計画については、「NGN のサービス展開等について」(平成 19 年 11 月 9 日)及び「次世代ネットワーク(NGN)商用サービスの提供に向けた検討状況について」(平成 20 年 2 月 27 日)において公表しておりますが、平成 20 年度内に政令指定都市へ拡大、県庁所在地級都市への展開を開始、さらに平成 22 年度までに、既存Bフレッツのサービスエリアまで拡大する予定です。</p> <p>・地域 IP 網から NGN への計画的なマイグレーションについては、具体的な方法や時期等が未定であるため本算定においては見込んでおりません。</p> <p>・ダークファイバの需要については、接続事業者様の今後の営業戦略に依存することになるため、当社での予測に馴染まないことから、B フレッツ芯線数に対する割合が直近と同じ割合(約2割)と見込んでおります。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 接続料算定で必要となる需要やコスト等については、接続料算定根拠に、具体的な算定方法や数値等について詳細に記載し公表しており、十分検証可能なものとなっていると考えます。</p> <p>なお、ご意見にあるご質問等については、以下のとおりです。</p>	<p>以上のように、経営情報に係るデータもあることから公表可能な内容には一定の限界はあるが、接続料算定の過程を検証することが可能な情報は公表されているものと考えられる。</p>
--	--	--

<p>り、接続事業者は契約数から稼働芯線数の算出過程を検証することは不可能であり、申請内容の妥当性を判断できません。さらに、地域 IP 網に係る B フレッツと NTT-NGN に係る光アクセスサービスでは個別の光アクセス回線を設定することを NTT 東西は表明しているため、稼働芯線数の算定の根拠としても NTT-NGN の展開計画及びマイグレーション計画を明らかにすることが必要と考えます。</p> <p>「新競争促進プログラム 2010」においても、光ファイバの接続料算定に係る稼働芯線数の検証を実施することが記載されており、NTT 東西は、第三者が稼働芯線数の妥当性について詳細な検証を行うことが可能となるよう十分に情報を開示することが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 本変更申請案では、稼働芯線数を導き出す根拠に関する情報開示が不足していると考えます。</p> <p>NTT東西には、Bフレッツの稼働芯線数の算定根拠を明示して頂くとともにその適正性についても、チェックを行うべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B フレッツのうち、ファミリータイプとマンションタイプの契約数の割合は、戸建てと集合住宅の世帯数比をベースに算定しており、ファミリータイプを約6割、マンションタイプを約4割としています。 ・B フレッツの稼働芯線数については、網使用料算定根拠に記載しているとおり、平成 22 年度末に東日本約 1,100 万契約を見込み、装置への収容を効率的に行うことを前提として算定しております。具体的には、ファミリータイプは8ユーザまでごとに1芯、マンションタイプは16ユーザまでごとに1芯、ベーシックタイプは1ユーザで1芯使用するものとして算定しました。 ・専用線等の芯線数については、平成 18 年度末実績と同じとしました。 ・ダークファイバの芯線数については、接続事業者様の今後の営業戦略に依存することになるため、当社での予測になじまないことから、B フレッツ芯線数に対する割合が、平成 18 年度末実績と同(東日本:約2割)として算定しました。 ・NGN のサービスエリア展開計画については、「NGN のサービス展開等について」(平成 19 年 11 月 9 日)及び「次世代ネットワーク(NGN)商用サービスの提供に向けた検討状況について」(平成 20 年 2 月 27 日)において公表しておりますが、平成 20 年度内に政令指定都市へ拡大、県庁所在地級都市への展開を開始、さらに平成 22 年度までに、既存Bフレッツのサービスエリアまで拡大する予定です。 ・地域 IP 網から NGN への計画的なマイグレーションについては、具体的な方法や時期等が未定で 	
--	--	--

あるため本算定においては見込んでおりません。

(NTT東日本)

- 接続料算定で必要となる需要やコスト等については、接続料算定根拠に、具体的な算定方法や数値等について詳細に記載し公表しており、十分検証可能なものとなっていると考えます。

なお、ご意見にあるご質問等については、以下のとおりです。

・フレッツ光の契約数については、直近の販売状況および NGN 上での多彩なサービス展開による需要拡大を考慮して、平成 22 年度末において、900 万契約を見込んでおります。

・地域 IP 網と NGN 別のフレッツ光契約数内訳については、本算定では、フレッツ光全体の NGN ユーザ数は算定に影響をあたえないことから把握しておりませんが、ファミリータイプについては、平成 22 年度末において、ファミリータイプ全体のユーザ数のうち、約3割を NGN ユーザ数として見込んでおります。なお、フレッツ光のうち、ファミリータイプとマンションタイプの契約数の割合は、戸建てと集合住宅の世帯数比をベースに算定しており、ファミリータイプを約6割、マンションタイプを約4割としています。

・NGN のサービスエリア展開計画については、「NGN のサービス展開等について」(平成 19 年 11 月 9 日)及び「次世代ネットワーク(NGN)商用サービスの提供に向けた検討状況について」(平成 20 年 2 月 27 日)において公表しておりますが、平成 20 年度内に政令指定都市へ拡大、県庁所在地級都市への展開を開始、さらに平成 22 年度までに、

	<p>既存Bフレッツのサービスエリアまで拡大する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域 IP 網から NGN への計画的なマイグレーションについては、具体的な方法や時期等が未定であるため本算定においては見込んでおりません。 ・ダークファイバの需要については、接続事業者様の今後の営業戦略に依存することになるため、当社での予測に馴染まないことから、フレッツ光芯線数に対する割合が直近と同じ割合(約1割)と見込んでおります。 <p>(NTT西日本)</p> <p>○ 接続料算定で必要となる需要やコスト等については、接続料算定根拠に、具体的な算定方法や数値等について詳細に記載し公表しており、十分検証可能なものとなっていると考えます。</p> <p>なお、ご意見にあるご質問等については、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フレッツ光のうち、ファミリータイプとマンションタイプの契約数の割合は、戸建てと集合住宅の世帯数比をベースに算定しており、ファミリータイプを約6割、マンションタイプを約4割としています。 ・フレッツ光の稼働芯線数については、網使用料算定根拠に記載しているとおり、平成22年度末に900万契約を見込み、装置への収容を効率的に行うことを前提として算定しております。具体的には、ファミリータイプは8ユーザまでごとに1芯、マンションタイプは16ユーザまでごとに1芯、ベーシックタイプは1ユーザで1芯使用するものとして算定しました。 	
--	---	--

	<p>・専用線等の芯線数については、平成 18 年度末実績と同じとしました。</p> <p>・ダークファイバの芯線数については、接続事業者様の今後の営業戦略に依存することになるため、当社での予測になじまないことから、フレッツ光芯線数に対する割合が、平成 18 年度末実績と同(約1割)として算定しました。</p> <p>・NGN のサービスエリア展開計画については、「NGN のサービス展開等について」(平成 19 年 11 月 9 日)及び「次世代ネットワーク(NGN)商用サービスの提供に向けた検討状況について」(平成 20 年 2 月 27 日)において公表しておりますが、平成 20 年度内に政令指定都市へ拡大、県庁所在地級都市への展開を開始、さらに平成 22 年度までに、既存フレッツ光のサービスエリアまで拡大する予定です。</p> <p>・地域 IP 網から NGN への計画的なマイグレーションについては、具体的な方法や時期等が未定であるため本算定においては見込んでおりません。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ (需要予測について)</p> <p>NTT社の需要予測は明らかに過大であると考えます。光サービスの需要予測は、他のシンクタンクも公表していますが、他にも競合サービスがある中で、光サービスだけが数年の内に2千万や3千万といった需要を獲得できるとは、どのシンクタンクも予測していないはずです。</p> <p>(個人)</p>	
--	--	--

意見15 本申請の算定期間に係る需要については、敷設済の未利用芯線により大部分が対応可能と考えられることから、予測した稼働芯線数の増加に応じて設備投資を行うといった単純な費用算定がなされているならば、過剰投資分の費用が接続料原価に算入されていることとなる。このため、NTT 東西の需要予測に基づく光ファイバの敷設計画、固定資産取得状況及び未利用芯線の実態に関する詳細な情報を開示し、既存の未利用芯線を活用した最適な設備投資の実施が見込まれていることを確認の上、最適な設備量をもとに費用を見直した上で、接続料を再度算定することが必要。	再意見15	考え方15
<p>○ 本申請に係る意見募集資料の別紙 1 によれば、NTT 東西の利用芯線の割合は約 34%(平成 18 年度実績)とされていることから、現状では実に 66%もの光ファイバが未利用芯線となっており、この NTT 東西の先行投資に係る費用をも接続事業者が負担している状況にあります。</p> <p>このような状況から、本申請の算定期間に係る需要に対しては、すでに敷設済みの未利用芯線により大部分が対応可能と考えられます。このため、予測した稼働芯線数の増加に応じて設備投資を行うといった単純な費用算定が行われているとすれば、これは過剰な投資が行われていることとなり、必要以上の不適切な費用が接続料原価に算入されているものと考えます。このような不適切な費用が接続料原価に算入されないようにするためにも、まずは NTT 東西の需要予測に基づく光ファイバの敷設計画、光ファイバの固定資産取得状況及び未利用芯線の実態に関する詳細な情報を開示させ、既存の未利用芯線を活用した最適な設備投資の実施が見込まれていることを確認する必要があると考えます。その上で、仮に過剰な設備投資が見込まれていることが判明した場合には、最適な設備量を元に各費用を算出しておいた上で、接続料を再度算定することが適当と考えます。</p>	<p>○ 接続料算定で必要となる需要やコスト等については、接続料算定根拠に、具体的な算定方法や数値等について詳細に記載し公表しており、十分検証可能なものとなっていると考えます。</p> <p>なお、ご意見にあるご質問等については、以下のとおりです。</p> <p>光の投資額については、平成 22 年度末までに光提供エリアを拡大(平成 18 年度末:1,120 ビル⇒平成 22 年度末:1,600 ビル)し、当該エリアで必要となる芯線数(平成 22 年度:約 270 万芯)に対応した直近上位のケーブルで敷設する前提で、一定の効率化を織り込んで算定しております。その結果、取得固定資産は平成 18 年度の約 5,000 億円が平成 22 年度に約 9,000 億円となり、芯線利用率は平成 18 年度の約3割強が平成 22 年度に約5割強となるものと見込んでおります。この芯線使用率は、局出ケーブルに係るものですが、</p> <p>①光サービスが本格的な拡大期に入った中で、お客様需要に即応していくためには、新規需要に対応する他、移転需要、必要最低限の保守用芯線が故障した場合に更に必要となる保守</p>	<p>敷設した光ファイバの中に、未利用芯線が一定割合生じるのは、以下の点にかんがみると、やむを得ないことと考えられる。</p> <p>①短期的に想定される需要に基づき、少芯ケーブルを短期間ごとに繰り返し敷設するよりも、長期的に想定される需要に対応した芯線数の多いケーブルをあらかじめ敷設の方が効率的であること</p> <p>②光ファイバのケーブル規格が、一定のロット単位(1000芯、400芯、200芯等)となっており、必ずしも想定される需要に近似した芯線数のケーブルを敷設可能であるわけではないこと</p> <p>③保守用の芯線や移転需要に対応するための芯線など利用者ニーズに対応するために必要となる芯線が存在すること</p> <p>しかし、未利用芯線は、接続料算定上、費用には算入されるが、需要には算入されず、接続料の上昇要因となるため、その割合はできる限り低減させることが必要となる。</p> <p>この点、平成18年度末の利用芯線の割合は、NTT東西ともに約34%であり、現行接続料が設定された平成13年当時、現行接続料の算定期間の終了年度である平成19年度には、加入光ファイバの利用芯線の割合は、メタル回線の芯線利用率である約6割に達することを見込んでいたことにかんがみると、十</p>

「新競争促進プログラム 2010」においても設備投資コストに係る先行投資分コストの精査を実施することが求められていることから、NTT 東西において詳細な検討を可能とするだけの情報開示を行い、外部にて算定根拠を精査することが必要です。

また、光信号分岐端末回線の接続料算定においても未利用芯線に係る問題があるものと考えます。光信号分岐端末回線において、NTT 東日本では少芯区間が設けられています。この場合、接続事業者が1芯のみ光信号分岐端末回線に係る接続申込を行っても複数の芯線が設置されますが、接続事業者において少芯区間の各芯線の稼働・非稼働や、効率的に敷設されているのか否かという検証ができません。こうした状況から、接続事業者が不要な未利用芯線にかかる費用を含めて接続料を負担していることが懸念されます。したがって、NTT 東日本における光ファイバ敷設の考え方(どのような基準で何芯の光ファイバを敷設するのかといった考え方等)や、現行の少芯区間における稼働率等の情報を開示すべきと考えます。

なお、前述のように、NTT 東日本は単芯区間と少芯区間の両方を考慮して光信号分岐端末回線の接続料を算定していますが、NTT 西日本は単芯区間のみで算定されています。NTT 東日本が少芯区間を設置している理由は、主に効率化が図られるためであると理解していますが、効率的に光ファイバを敷設するためには、NTT 西日本も同様に少芯区間を設置すべきと考えます。仮に、NTT 西日本も既に少芯区間を設置している、若しくは接続料算定対象期間中に設置する計画がある場合には、NTT 西日本においても少芯区間を考慮した接続料算定を行うべきであり、これにより、NTT 西日本の光信号分岐端末回線における効率化も見込まれ、接続料原価の低減化が図られるものと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク

- 用芯線等、一定の予備芯線が必要となること
- ②局出ケーブルの敷設に必要な管路は余剰が少ないことや少芯ケーブルを繰り返し新規設置することは不経済であることを勘案し、予め将来的な需要に対応した太いケーブルを敷設することになること
- ③ケーブルの規格上、400芯、1000芯といったロットで設置せざるを得ない等の制約があること

から、現実の事業展開をする上では、一定の冗長度が必要であり、必要以上の投資額を見込んでいくわけではありません。

なお、100年の歴史がある電話(メタル)でも現時点の芯線使用率は約5割であり、経験則的にも、光ファイバにおける約5割の芯線使用率は妥当なものであると考えます。

【光信号分岐端末回線】

光信号分岐端末回線の接続料については、平成16年度から、引込線部分は他事業者様からの設置申込ごとに新たに敷設するものであり、その事業者様が専属的に使用するものであることから、料金体系を一部工事料化し、算定方式は将来原価方式から実績原価方式(1芯当り創設費に基づく網改造料算定方式)に移行し、毎年度のヒストリカル接続料申請において見直してきているものです。

この算定で用いる1芯当り創設費については、配線ブロックにおけるスプリッタから利用者宅までの電柱の間隔は最大平均6スパン程度であり、3スパン以内の場合は引込線だけを使用し、それ以上の場合にケーブルと引込線を使用することとし、このうちケーブル部分は配線ブロック内の需要等

分な割合とは言えないと考えられる(利用芯線の割合が予測よりも低くなった理由としては、ダークファイバや専用線等の稼働芯線数が予測よりも少なかったことが主因と考えられる。)

今回の申請案では、平成22年度には利用芯線の割合について、NTT東日本で約52%、NTT西日本で約55%としており、当該割合自体は必ずしも不相当と判断されるものではないが、NTT東西においては、今後の需要の動向を踏まえながら、未利用芯線の割合が高まることないように可能な限り効率的な敷設を行うように努めることが必要である。

なお、今回の申請案については、FTTHサービスの提供コストを低廉化しもって事業者間競争を促進する観点から、NTT東西に対しダークファイバ需要予測の見直しを求めることとしているが、当該見直しを行う場合は、できる限り未利用芯線を活用することによって、利用芯線の割合を高めるように努めることが必要である。

<p>モバイル)</p>	<p>を考慮し最小限の芯数のケーブルを敷設するとともに利用率は6割を前提に、毎年度の工事实費に基づき算定しております。</p> <p>こうした内容は、過去の接続料算定でも採られているものでもあり適正であると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 接続料算定で必要となる需要やコスト等については、接続料算定根拠に、具体的な算定方法や数値等について詳細に記載し公表しており、十分検証可能なものとなっていると考えます。</p> <p>なお、ご意見にあるご質問等については、以下のとおりです。</p> <p>光の投資額については、平成 22 年度末までに光提供エリアを拡大(1,150 ビル)し、当該エリアで必要となる芯線数(平成 22 年度:約 270 万芯)に対応した直近上位のケーブルで敷設する前提で、一定の効率化を織り込んで算定しております。その結果、取得固定資産は平成 18 年度の約 5,800 億円が平成 22 年度に約 8,600 億円となり、芯線利用率は平成 18 年度の約3割強が平成 22 年度に約5割強となるものと見込んでおります。この芯線使用率は、局出ケーブルに係るものですが、</p> <p>①光サービスが本格的な拡大期に入った中で、お客様需要に即応していくためには、新規需要に対応する他、移転需要、必要最低限の保守用芯線が故障した場合に更に必要となる保守用芯線等、一定の予備芯線が必要となること</p> <p>②局出ケーブルの敷設に必要な管路は余剰が少ないことや少芯ケーブルを繰り返し新規設置することは不経済であることを勘案し、予め将来的な需要に対応した太いケーブルを敷設すること</p>	
--------------	--	--

	<p>になること</p> <p>③ケーブルの規格上、400芯、1000芯といったロットで設置せざるを得ない等の制約があること</p> <p>から、現実の事業展開をする上では、一定の冗長度が必要であり、必要以上の投資額を見込んでいるわけではありません。</p> <p>なお、100年の歴史がある電話(メタル)でも現時点の芯線使用率は約5割であり、経験則的にも、光ファイバにおける約5割の芯線使用率は妥当なものであると考えます。</p> <p>【光信号分岐端末回線】</p> <p>首都圏をかかえる東日本エリアと地方都市が点在する西日本エリアでは、マーケット、地勢条件等が大きく異なり、NTT 西日本では、現在の西日本エリアの環境条件下における最も効率的な形態で光ファイバの敷設を進めております。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ (コストについて)</p> <p>コストについては、NTT社、KDDI社、電力系の会社、いずれもが大きな赤字を抱えて光サービスを提供している現状を考えると、実力値が示されているのではないかと思います。</p> <p>ところが、ソフトバンク社は、かなり安い料金で実現可能と反論されています。とても信じがたい水準ですが、机上の議論をしても仕方がないと思いますので、総務省殿に、KDDI社、電力系の会社、CATV系の会社などから、光ファイバーの実際のコストについてヒアリングを行ない、比較検証をされることを提案いたします。(企業秘密にあた</p>	
--	---	--

	<p>る事項と考えますので、審議会において非公開で調査していただいて結構です。)</p> <p>(個人)</p>	
--	--	--

4. 耐用年数について

<p>意見16 ①光ファイバ・光ケーブル・加入者引込線の技術は現在ほど成熟していなかったと考えられること、②光ファイバの主流がマルチモード光ファイバからシングルモード光ファイバへと移行し、再敷設が発生したと考えられること等を考慮し、光ファイバの経済的耐用年数は30年以上とすることが適当。</p>	<p>再意見16</p>	<p>考え方16</p>
<p>○ 光ファイバに係る経済的耐用年数は、「LRIC モデルの経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえ算定」されているとのことから、過去の撤去実績を踏まえ撤去法により推計されているものと考えますが、過去の撤去実績のみで算定することや NTT 東西に起因する撤去実績を含めて算定することは、以下の理由により適切でないものと考えます。光ファイバの耐用年数については、「新競争促進プログラム2010」において、具体的な検証を実施することが記載されているところであり、後述する点を考慮し、より長期間となる30年以上の経済的耐用年数とすることが適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 光ファイバ・光ケーブル・加入者引込線の技術は現在ほど成熟していなかったと考えられること 光ファイバの主流がマルチモード光ファイバからシングルモード光ファイバへと移行し、再敷設が発生したと考えられること <p>さらに、平成20年1月29日付けの情報通信審議会答申「接続料規則の一部を改正する省令案等について」の別添における考え方1においては、「光ファイバの経済的耐用年数の推計方法については、</p>	<p>○ 接続料算定で必要となる需要やコスト等については、接続料算定根拠に、具体的な算定方法や数値等について詳細に記載し公表しており、十分検証可能なものとなっていると考えます。</p> <p>なお、ご意見にあるご質問等については、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定資産及び減価償却費は、平成19年度までは現行の耐用年数、平成20年度以降は地下・架空別の見直し後の耐用年数に対応する償却率を用いて適切に算定しております。なお、地下・架空別の固定資産等については公表はしておりません。 今回の申請では耐用年数を見直した後の費用・固定資産に基づき接続料を算定しているため、耐用年数見直しの影響額は把握しておりません。 <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>光ファイバの耐用年数については、平成19年9月答申において示されたLRICモデルの経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえて算定しており、適切なものと認められる。</p>

今後の技術革新や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じ検討することが適当である。」と示されているところであり、本申請においても今後の技術革新や市場環境の変化等を踏まえた形で経済的耐用年数の推計を行うべきと考えます。なお、同答申の考え方 1 においては、「光ファイバについては、最新の利用状況等の実績把握が可能」との記載があることから、過去から直近までの利用状況等の実績を把握するだけでなく、利用されている最新の技術等についても含めることとし、経済的耐用年数の推計を行うことが必要と考えます。

光ファイバに係る経済的耐用年数の推計においては、直近の光ファイバの撤去実績を利用し、撤去されていない稼働中の光ファイバについては、撤去までの期間が過去の実績と比較し長くなると想定して算定する等、算定に用いられている耐用年数より長期間を適用することが適当と考えます。具体的には、光ファイバの経済的耐用年数は、より長期間となる 30 年以上とすることが適当と考えます。

さらに、今後、NTT 東西は NTT-NGN の提供エリアから順次、地域 IP 網のマイグレーションを行う方針を明らかにしていますが、このマイグレーションの際、光信号分岐端末回線(引込線)等が、経済的耐用年数はおろか法定耐用年数すらも満たない年数で、撤去等が実施されることも想定され、このような NTT 東西の計画に起因する撤去も含めた撤去実績により経済的耐用年数を推計すると、光ファイバの本来の経済的耐用年数よりも短く算出される可能性があり、その結果、光ファイバ接続料が高止まりし、利用者料金の低廉化を妨げる恐れがあります。ひいては、需要拡大も停滞し、ブロードバンドサービス市場の成長を阻害するという悪循環を引き起こす可能性があるものと考え、現在採用されている撤去実績のみで経済的耐用年数を算出する算定方法を今後も継続することは不適當であると考えます。

また、本申請に係る算定根拠においては、光ファ

<p>イバの固定資産及び減価償却費が架空、地下、海中に細分化されていないことなどから、今回光ファイバに関して経済的耐用年数を適用したにもかかわらず、その効果を確認することができない状態にあります。したがって、算定内容の妥当性を検証可能とすべく、光ファイバに係る固定資産、減価償却費を架空、地下、海中に細分化すること及びその影響額を明らかにすることが必要であると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		
<p>意見17 支障移設や災害等の断線・張替が必要なことや光ファイバは技術革新が激しいことなど、使用実態を踏まえた耐用年数を採用すべきであり、実態を把握しないまま耐用年数をむやみに延ばすことは、コストの予測値と実績値の大きな乖離を生む原因となるため、現時点で、耐用年数を延長することは時期尚早であり反対。</p>	再意見17	考え方17
<p>○ 接続料算定にあたって加入光ファイバの耐用年数が延長されたが、利用実態としては、支障移設や災害等の断線・張替が必要なこと及び光ファイバは技術革新が激しい技術分野であり将来の技術革新等を考慮すると現時点で、耐用年数を延長することは時期尚早である。</p> <p>(東北インテリジェント通信)</p> <p>○ 光ファイバはMM型、SM型と推移してきましたが、その後DSF型やNZDSF型が開発されており、今後も進化を続けていくと考えられます。また、特に加入者系の光ファイバについては、架空ケーブルがほとんどであることから、支障移設を行わなければならない場合が多く、また暴風雨等による断線・張替も生じております。さらに、今後は設備構築事業者間での利用者の乗換えも多く発生すると考えられるため、</p>	<p>○ 弊社共は、本申請において用いられている経済的耐用年数を短縮することは不相当であり、むしろさらに長期の経済的耐用年数を適用することが相当であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西殿は、LRIC モデルの経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえ、本申請に係る経済的耐用年数を推計したとしており、これは過去の光ファイバ敷設及び撤去実績に基づくものと考えます。弊社共は過去の実績のみに基づく推計は不適切と考えていますが、その不適切な過去の実績に基づく推計値でさえ法定耐用年数を上回るものとなっており、本申請において用いられている耐用年数をさらに短縮することは適当ではないと考えます。 ・ そもそも、光ファイバの経済的耐用年数の推計にあたっては、過去の実績だけでなく、技術の進展等の要因によって、より長期の使用に耐え 	(考え方16に同じ)

現時点において耐用年数を延長することについて反対します。

(ケイ・オプティコム)

- 日本のほとんどの世帯および事業所にて利用している加入電話サービスを提供するために使われているメタルケーブルは、エンドユーザの移転などがあったとしても、同一拠点にて別のエンドユーザが再びNTT東西のサービスを利用する可能性が高いため、実質的な耐用年数はかなり長いと考えられます。これに対し、加入者系光ファイバは、まだ光ファイバを使ったサービスの利用ユーザの割合が高くないため、エンドユーザの移転やサービスの解約があった場合、同一拠点にて別のユーザが光ファイバを使ったサービスを利用する確率は低いと考えられます。また、メタルケーブルとは違い、光ファイバは、電力系事業者など加入者系光ファイバを自ら保有する事業者との競争があるため、他事業者の光ファイバを利用する可能性も高いと考えます。

仮に同じ事業者が再びサービス提供するとしても、光ファイバ自体も技術革新により現在も進化しており、新たにサービスを提供する場合においても、既存の光ファイバではなく、新たな規格の光ファイバを再度敷設しなくてはならない可能性もあります。

今回NTT東西は経済的耐用年数という考え方のもと、架空光では15年、地下光では21年というかなり長い耐用年数を用い接続料を算定しておりますが、前述のような状況の中、この耐用年数は実態を反映していない可能性が高いと思われます。

光ファイバを使ったサービスが普及し始めたのは、ここ数年であり、事業者が同じ光ファイバをどの程度の期間利用できるかは未知数であります。このような状況下において、現在10年としている耐用年数を大きく延ばして原価算定に用いることは、時期尚早であると考えます。

うる現在使用されている光ファイバについて、今後、将来にわたって利用されると想定される期間を考慮することが適当であると考えます。この考え方に基づき、本申請で採用されている架空15年・地下21年という経済的耐用年数は、さらに延長されるべきと考えます。

- ・ 経済的耐用年数の推計については、過去の撤去実績のみで算定することや、光ファイバの老朽化のような物理的要因ではなく NTT 東西殿の計画変更等に起因する撤去実績を含めて算定することは適切ではなく、30年以上とすることが適当と考えます。
- ・ 例えば、NTT 東西殿は過去、光ファイバの主流がマルチモード光ファイバからシングルモード光ファイバへと移行したことにともない加入光ファイバの再敷設を実施したと考えられますが、このような NTT 東西殿に起因する撤去実績を含めて推計することは適当ではありません。これは、今後の技術革新により、新たな規格(技術)の光ファイバを敷設する場合であっても同様です。
- ・ また、NTT 東西殿は、NTT 東西殿の提供する次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)に係るサービス展開においても、既存の地域 IP 網にアクセスするための光ファイバを共有せず、個別に光アクセス回線を設置することとしていることから、地域 IP 網から NTT-NGN へのマイグレーションの実施に伴い、地域 IP 網における光アクセス回線を撤去する可能性もあると想定されます。このような手法によるサービス提供やエリア拡大は、物理的寿命を全うしていない光ファイバを撤去することとなり、非効率であることから疑問が残るところです。従って、仮に既設の光ファイバを撤去し、新たな規格の光ファイバを再敷設するような事象が発生した場合は、再敷設の必要性や経済的合理性等を明らかに

<p>実態を把握しないまま耐用年数をむやみに延ばすことは、この度明らかになったようなコストの予測値と実績値の大きな乖離を生む原因となりますので、原価算定に用いる耐用年数の延長には反対いたします。</p> <p>(STnet)</p> <p>○ 特にお客さま宅に近い加入者系の光ファイバは、交通事故による電柱の建替えや支障移転(区画整理・建物の建替え等)による張替え、暴風雨や隣接建物の火災等不可抗力による張替えが常に発生しているのが現実です。このような実状を踏まえ耐用年数を設定すべきと考えます。</p> <p>(エネルギー・コミュニケーションズ)</p> <p>○ 接続料算定に使用されています光ファイバ等の耐用年数につきましては、国際化にも対応できるよう、実態に則した使用可能期間を使用しこの使用可能期間に基づいて算定するというように今後も引き続き改善検討されることが望まれる。</p> <p>(アッカ・ネットワークス)</p>	<p>した上で、最適な経済的耐用年数をその時点で検討すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ Bフレッツの需要は、平成 22 年度末には今年度末から倍増する2千万契約(東日本:約 1,100 万契約)を見込んでおり、ここ数年飛躍的に増加している状況にあります。また、光ファイバの使用実態にかかるデータについては、現時点、過去 21 年間で、架空は約9割、地下は約8割まで撤去されたというデータが蓄積されており、こうした使用実態等を踏まえ、地下ケーブル 21 年、架空ケーブル 15 年、海底ケーブル 13 年として本算定に織り込みました。</p> <p>設備を構築している電力系事業者殿のご意見にもあるとおり、現実の設備の使用可能期間は、材料・装置の経年による劣化だけでなく、支障移転や災害・事故など、さまざまな要因によるものです。したがって、耐用年数については、総務省が行ったLRICモデルの「経済的耐用年数」の推計の考え方を踏まえるとともに、様々な要因による使用実態等を総合的に勘案し、「経済的使用可能予測期間」を見積って推計しております。</p> <p>なお、今回の光ファイバの耐用年数については、Bフレッツの提供開始は平成 13 年であり、最近本格的な拡大をしてきている中で上述した使用実態等を踏まえ設定したものであり、光ファイバの経済的耐用年数は 30 年以上とすることが適当とするソフトバンク殿の主張については、根拠がなく、適切ではないと考えます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
--	---	--

	<p>○ 光ファイバの耐用年数を10年から架空15年、地下21年に延ばしたのは一歩前進だと思います。</p> <p>(徳島通信建設)</p>	
--	--	--

5. NTT東西の効率化について

<p>意見18 本申請の算定根拠では、費用予測の際に見込む効率化係数を3%としているが、現状の算定根拠からはこの数値の妥当性を検証することができず、また、その水準自体も十分ではないことから、その詳細な根拠を開示し、外部からこれを検証すべき。</p>	<p>再意見18</p>	<p>考え方18</p>
<p>○ 本申請に係る算定根拠では、費用予測の際に見込む効率化係数は3%とされていますが、現状の算定根拠からはこの数値の妥当性を検証することはできず、そもそもその水準自体十分ではないものと考えます。競争事業者においては調達時に入札を実施することや、リバースオークションの実施、設備機器の価格低下等、様々な手段によりさらなる効率化を図っているところであり、NTT 東西においても、NTTのグループ会社を中心に業務委託等を行うのではなく、競争事業者と同様、オープンな調達や業務委託等を実施することにより3%を超える効率化が実現可能であると考えます。したがって、まずは本申請に係る効率化係数算出にあたりNTT 東西がどのような効率化を見込んでいるか、具体的に開示させた後、その妥当性を検証することが必要であると考えます。</p> <p>例えば、NTT 東西と競争事業者の費用水準が乖離している等、効率化に係る妥当性の検証が必要な一例として、作業単金が挙げられます。平成20年1月15日に情報通信審議会に諮問された「実際費用方式に基づく平成19年度及び平成20年度の接続</p>	<p>○ 当社は、毎年、経営の効率化に取り組んできておりますが、今後も一層の効率化に努める所存であり、今回の光ファイバ将来原価の算定においては、現実的な努力目標として年3%の効率化を見込んでおり妥当であると考えます。</p> <p>なお、作業単金に関するご意見は、今回申請した接続料とは直接関係ないものですが、作業単金については、当社決算値を基にアウトソーシング等による労務費等の削減効果を既に織り込んで算定していることから、当社の業務実態と効率化効果を反映した適切な料金であると考えております。</p> <p>また、作業単金については、労務費単金のほかに物件費、管理共通費、退職給与費等を含んでいるものであり、現場管理費及び一般管理費の諸経費(法定福利費、福利厚生費、退職金等)を含まない「建設物価」上の通信工事技術者賃金と当社の作業単金の水準を比較されている点については、内容が異なることから、妥当性を欠いたご指摘で</p>	<p>今回の申請における費用予測は、平成18年度の接続会計で整理された施設保全費や共通費・管理費等について取得資産伸び率等乗じ、一部の費目を除き、更に効率化係数として設定した3%を減じて行ったものとなっている。</p> <p>接続料原価を構成する設備コストの算定上、効率化係数を考慮する必要がある旨の法令上の規定はないことから、その割合に係る基準も存在しないが、接続料の低廉化を図る観点から、NTT東西に対しては一定の効率化が求められる一方で、効率化が達成できないとその分乖離額が発生する点にかんがみれば、今回の3%という効率化係数は、必ずしも不十分な割合というわけではないと考えられる。</p>

<p>料等の改定」における作業単金は、NTT 東日本：6,280 円/時間、NTT 西日本：6,214 円/時間として認可申請がされていますが、一方で、一般的な通信工事技術者の作業単金は約 3,600 円/時間 となっており、1 時間単位で比較すると約 2,600 円もの差があります(この一般的な通信工事技術者の作業単金は作業者の待機時間や管理費・共通費等を加味したものとなっていることから、NTT 東西の作業単金と原価範囲は同等であると考えられます)。こうした NTT 東西の作業単金と一般的な作業単金には大きな格差が生じているという一例からも、NTT 東西における効率化は十分とはいえないものと考えます。</p> <p>さらに、昨年取りまとめられた、「電気通信事業における会計制度の在り方について」に係る報告書の中でも「受託業務の効率化効果の把握」等が求められている ことから、NTT 東西は本申請において使用している効率化係数 3%の詳細な根拠を開示し、外部よりその内容を検証すべきです。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>あると考えます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
--	--	--

6. 乖離額調整制度の導入について

<p>意見19 乖離額を事後的に調整することは、事後的な追加負担が生じるおそれのある競争事業者にとっては経営上の不安定要因となり、調整時期により乖離の原因者と負担者が異なること、また、接続料の算定根拠となる需要予測や芯線稼働率等の予測は、NTT東西が独自に算定したものであり、かつ算定期間中の需要及び費用の実績は、NTT東西の事業運営結果に依存することなど問題が多く、予見性及び公平性の観点から拙速に認めるべきでない。</p>	<p>再意見19</p>	<p>考え方19</p>
<p>○ 乖離額を事後的に調整することは、事後的な追加負担が生じるおそれのある競争事業者にとっては経</p>	<p>○ 弊社共は、NTT 東西殿が接続料規則第 3 条に基づき特別の許可を求めている、乖離額調整の</p>	<p>将来原価方式は、申請者が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を</p>

営上の不安定要因となります。さらに、調整時期によっては、乖離の原因者と負担者が異なることにもなります。従って、事後的な調整は予見性及び公平性の観点から認められるべきではありません。

仮に予測と実績に乖離が生じた場合、NTT東・西は、算定期間中であっても接続料を算定し直し、再申請することが現行制度上可能であることから、乖離額を事後的に調整する必要はないと考えます。

(KDDI)

- 本申請と合わせて、NTT 東西は、接続料規則第 3 条に基づく乖離額調整制度の導入に関する特別の許可を求める申請を行っていますが、これらの申請は認めるべきではないものと考えます。昨年より実績原価方式接続料における事後精算制度が廃止され、乖離額の調整を行うこととして接続料規則が変更されたところですが、そもそも接続料規則において整備されたこの乖離額調整制度は、「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」に係る平成 19 年 6 月 21 日付け情報通信審議会答申「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等」における「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見及びその考え方」の考え方 4 で示されているように「従来実績原価方式により算定されていた接続料に係る精算方法を見直すことを目的としており、現在将来原価方式、長期増分費用方式等他の算定方法により算定されているものの扱いを変更するものではない。」とされています。このように、従来事後精算を実施しておらず、乖離額調整制度の対象外とされた将来原価方式において乖離額調整を実施することは、情報通信審議会電気通信事業部会及び接続委員会における複数回に及ぶ議論を経て取り纏められた平成 19 年 3 月 30 日付け答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」を踏まえて改正した接続料規則の趣

実施を認めるべきでないとする KDDI 殿、イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿の意見に賛同します。

- ・ 前項において弊社共が述べたとおり、そもそも乖離額発生の主たる要因は NTT 東西殿にあると考えられることから接続事業者が負担する合理的な理由がなく、仮に乖離額調整を実施した場合は接続事業者の経営上の不安定要素になる等、事業者間の競争を阻害する可能性があるため、乖離額調整制度の導入を認めるべきではありません。
- ・ また、将来原価方式による本接続料の適用期間中において本接続料を再度認可申請することが認められるのは、分岐端末回線あたりの接続料設定の実施等、接続ルールの変更に伴い本申請における接続料算定の前提(需要等)に変更が生じた場合に限るべきであり、それ以外の理由で再度認可申請を行うことは認められるべきではないと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

- 将来原価方式によれば、乖離調整制度は必要となりますが、複数会計年度を越えての調整制度は通信事業者の外国株主に対し、納得ある説明が可能となるか疑問です。資本市場におけるグローバル化は、通信事業者の株主にも進展しており、外国株主が一定の評価を与えるような会計制度の透明性がなければ、通信事業者の資金調達に支障をきたし、今後の設備投資がままならなくなる可能性もあるのではないかと危惧されます。会計制度は、単年度主義が原則であり、光ファイバー費用のような比較的高額な利用料についての会計の不確実性は、たとえ、事業者間の接続利用料のための特殊な会計制度であっても、日本の

算定する方式であり、予測と実績の乖離は予測を行った申請者が自ら責任を負うべきものであることから、将来原価方式における乖離額調整制度は現行制度上認められていない。

また、今回の申請案は、現行の算定期間と今回の算定期間におけるブロードバンド市場の市場環境の差異を踏まえ、FTTH市場で事業者間競争が活発に展開される可能性を考慮したものとは言えず、乖離額調整制度を特例的に導入するに足る他事業者のリスクを想定した予測とも認められない。

しかし、NTT東西において、FTTHサービスの提供コストを低廉化し、もって事業者間競争を促進するという政策的要請を踏まえ、他事業者による活発な事業展開を考慮したダークファイバ需要予測の見直しを行う場合は、予測と実績が乖離した場合の回収漏れをNTT東西のみに負担させることは適切ではないことから、当該回収漏れ分を次期接続料原価に算入し、接続事業者を含めて公平に負担する乖離額調整制度の導入を特例的に認めることが必要になると考えられる。

旨に反するものであり、認めるべきではありません。
そもそも、接続料の算定根拠となる需要予測や芯線稼働率等の予測は、NTT 東西が独自に行っているものであり、かつ算定期間中の需要及び費用の実績は NTT 東西の事業運営結果に依存します。仮に、ここで乖離額の調整を実施しようとしても、接続事業者において NTT 東西の主張する接続事業者が負担すべき乖離額の妥当性を検証することは不可能であり、仮に乖離額調整が行われた場合、接続事業者は NTT 東西の主張する額を検証もできずに適用されることとなり、極めて問題です。このことから、本申請に関して乖離額調整制度を導入することは認めるべきではないものと考えます。

また、本接続料の算定に将来原価方式が採用しているのは、接続料規則第 8 条第 2 項第 1 号の「第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者が第 4 条に規定する機能(法第 33 条第 5 項 の機能を除く。)を利用して提供しようとする電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものであるとき」という規定を根拠としているものと考えます。このような、今後相当の需要の増加が見込まれるサービスでは、新規事業者の参入も見込まれますが、これに対して乖離額調整制度が実施された場合、平成 23 年度以降に初めて光ファイバに係る接続料を支払うこととなる新規接続事業者は、本来平成 23 年度以前に相互接続を実施している接続事業者から徴収すべきであった接続料を代わりに負担させられることになり、逆に、光アクセスサービスの提供を終了する等、接続料の算定期間中に光ファイバに係る相互接続を解消した接続事業者は本来徴収されるべき接続料を負担せずすむこととなります。このような観点から見ると、将来原価方式において乖離額の調整を実施することは、「不当な差別的取扱い」に該当し事業法第 33 条第 4 項第 4 号の規定に違反する恐れがあるものと考えます。

電気通信事業の健全な発展に有害であると考えられます。

(KVH)

○ 将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方式であり、実際のコスト・需要は、当社の経営努力、営業戦略だけで決まるものではなく、今後のサービス・技術動向や為替、金利、物価といった経済情勢、消費動向、他社の営業戦略等の影響を受けるため、こうした先々の変動要因によりコスト回収が過不足となるリスクを調整することが不可欠であり、平成 20 年度から 22 年度までの算定期間内における過不足分を翌期以降の接続料の原価に加えて調整することとしております。したがって、今回の接続料算定において、3年間で算定期間とする将来原価方式を採用するとともに乖離額調整制度の導入を認めていただきたいと思います。

今回、当社が認可申請した乖離額調整制度は、現行の接続料規則に規定されている実績原価方式の乖離額調整制度と同様の制度を将来原価方式においても採用するものであり、将来原価方式が原価を全額回収することを大原則とする実際費用方式の 1 種類であることからすれば、当然、認められるべきものと考えます。

また、乖離額調整制度は、実績原価方式において、予見性の確保及び事務処理負担の軽減という観点から事後精算制度が廃止され次期接続料で調整する制度が導入されたことを勘案し、同様の制度を将来原価方式においても採用するというものであり、ご意見にあるような、「公正妥当な原価」及び「不当な差別的取り扱いをするものでない」ことに反することにはならないと考えます。

加えて、起因者負担が実現できないと考えられる「不当な差別的取扱い」とも受け取れる状況において、過年度の実績原価と接続料の実績収入額との乖離を調整した場合、常識的な解釈として、当該年度の実績原価は事業法第33条第4項第2号の「適正な原価」とは解されず、当該33条4項第2号にも違反する恐れがあるものと考えます。

さらに、接続事業者の事業活動への影響として、乖離額の調整が、将来原価方式に係る算定期間終了後に実施されるため、算定期間終了後に大きな不確定要素が生じることとなり、事前にNTT東西の実績を把握できない接続事業者において乖離調整額の妥当性を確認することが不可能である以上、接続事業者の事業計画策定は困難となり、多大な悪影響を与えるため、問題があるものと考えます。

乖離額調整の規模によっては、接続料の値上げが接続事業者で吸収し難い水準になり、利用者料金の値上げを誘発する可能性があることを考えると、その影響は接続事業者に留まらないと考えます。

以上のように、本申請に係る接続料について乖離額調整を実施することは、事業法の趣旨に反し、大きな問題を生じさせる可能性があるため、認められないべきでないと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

- 申請概要に記述のある「NTT東西にとってはコントロールすることの出来ないリスク」と乖離額調整制度の導入を直接的にリンク付けすることは適切でないと考えますので、今回の乖離額調整制度の導入は、申請内容からの削除を前提とすべきと考えます。

なぜなら、NTT東西自身の申請を導入の契機とする本スキームでは、結果的に公正競争を阻害する蓋然性が高く、しかも実質的に導入の可否を検討するに十分な機会と時間が用意されているとはいえませ

接続事業者の予見可能性については、調整額を実績原価方式と同様の方法で調整する等の手段によって、十分確保することが可能であると考えます。

なお、ソフトバンク殿は、乖離額調整制度は認めるべきでないことの根拠として「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見及びその考え方」の考え方4の内容をあげられておりますが、当該考え方4には、「現在将来原価方式等により算定される接続料に係る精算方法の見直しについては、今後当該接続料の再計算を行う場合等において、必要に応じて検討することが適当である」と併せて述べられております。

(NTT東日本、NTT西日本)

- (乖離額調整制度の導入は必須です)

毎年算定している「実際費用方式」でさえ、事後的に乖離額を調整する制度があります。3～5年といった将来を予測する「将来原価方式」では、実際コストとの差の発生はほぼ必然なものですから、むしろ「将来原価方式」にこそ、乖離額調整制度を省令で用意しておくべきであったと考えます。

総務省殿は、判断基準の2)で、「将来原価方式では、適用期間中に変更申請ができる」ことを、乖離額調整制度を導入していない理由に掲げています。しかし、これは説得力に欠けます。これでは、社会保険庁が、自分では汗をかかずに、年金請求者に対して支払いの立証を求めている態度と同じです。通信会社の行政手続負担を考えれば、あらかじめ制度として準備しておくべきです。

最近、会社は4半期決算をするようになっておりますから、申請会社に4半期毎に乖離分を修正して変更申請してこいとも言うのですか。また、総務

ん。
加えて、本変更申請案は、NTT東西が策定したものであり、また情報開示が不十分な点も多く、客観的な観点で合理的に導き出される算出過程でないことは最も大きな問題点です。

また、競争事業者の加入ダークファイバの利用が見込まれない状況とは、NTT東西によるFTTH市場の独占の可能性もありますので、この場合に、一方では、接続ルールが有効に機能していないことの証左ともなりますので、今時点から抜本的な措置（OSUの共用等その他方法によるシェアードアクセスの有効的なアンバンドル）が用意されているべきだと考えます。

（イー・アクセス、イー・モバイル）

省殿はその都度、行政コストをかけて審査されるおつもりですか。それは、申請会社にとっても国民にとっても無駄ですし、行政のあるべき姿ではないと考えます。

また、判断基準の3)では、「接続事業者に、事後的な追加負担が生じるおそれ」について、述べられていますが、これは、既に乖離額調整制度を導入している「実際費用方式」においても生じることです。「将来原価方式」に限ったことではありません。

逆に、需要が予測以上に発生して「接続事業者に、過剰な負担が生じるおそれ」もあるわけですが、どうしてもそれには触れずに一面的な分析をされているのでしょうか。

本来、乖離額調整制度は、競争中立的な制度だと思えます。ところが、そこに政策的に安く接続料を設定しようとする意図が働いて、需要を過大に見積もらせているために、制度適用の可否といった議論にすりかわっているように感じます。「競争中立的」に考えれば、「将来原価方式」こそ、省令を改正して、乖離額調整制度を制度化すべきです。個別の案件ごとに、制度の適否を論じるのは恣意的だと思えます。

ソフトバンク社やKDDI社から乖離額調整制度に反対する意見が提出されていますが、これは「借りる側はノーリスク」「貸し出す側が全てリスク負担」という都合のよい論理であると考えます。制度導入に反対されるのであれば、例えば、主張される料金算定期間（ソフトバンク社7年間、KDDI社は5年間）にお借りになる回線数を現時点で自ら約束される（仮に需要が少なくても解約しない）など、借りる側として応分のリスク負担を申し出るべきであると考えます。

また、乖離の原因者と負担者が異なるので反対とのご意見ですが、そうであれば「実績原価方式」

	<p>で「全額精算」する方式を主張されるべきです。実際コストとの差が必然的に発生する「将来原価方式」を主張されておきながら、精算に反対される理由が理解できません。</p> <p>いずれにしても、需要を過大に見積もらせて、政策的に光ファイバーの料金を安く設定させることは、我が国の進路を危うくし、国際競争力を低下させることにつながりかねません。</p> <p>本来、競争中立的な制度である乖離額調整制度を自律的に働かせることによって、政策的な思惑を排除し、実際にかかったコストをオープンにして、ブロードバンド市場における技術やサービス間の競争を透明にするべきです。</p> <p>(個人)</p>	
<p>意見20 将来原価方式の採用により予測と実績に乖離が生ずる要因を含むこととなり、先行投資分を含めて設備投資コストを適正に回収できる仕組みは必要。このため、今回の乖離額調整制度の導入に賛同。</p>	<p>再意見20</p>	<p>考え方20</p>
<p>○ 乖離額調整制度について、将来原価方式(算定期間中の費用と需要を予測して接続料を算定する方式)は、予測と実績に乖離が生ずる要因を含んだものであり、乖離額調整制度の導入については賛同します。</p> <p>なお、接続料の次期改定時に乖離額を調整する必要性が生じた場合には、特に加算的乖離額が生じた場合には、お客様の利便性確保の観点からお客様の利用料金に影響がでないように接続料算定で使用項目の内容も含めて次期接続料を検討することが望まれる。</p> <p>(アッカ・ネットワークス)</p>	<p>○ 設備を構築している電力系事業者殿のご意見にもあるとおり、接続料は、実際にご利用いただいた設備に係るコストをご負担いただくものであり、実績原価方式が基本であると考えておりますが、現時点の実績原価は約9千円(平成18年度東西計)と、現行接続料(約5千円)を大幅に上回っている状況にあり、光サービスが本格的な拡大期に入った中で、光ブロードバンドをより一層多くの皆様にご利用いただけるよう、今回の光ファイバ接続料の見直しでは、平成20年度から22年度までの3年間を算定期間とする将来原価方式を採用しました。なお、ご指摘のとおり、その後は可能な限り早期に実績原価方式へ移行する考えです。</p>	<p>(考え方19に同じ)</p>

○ 算定期間を単年度とすることが認められず、複数年度となる場合は、適正なコスト回収の観点から、少なくとも乖離額調整制度を採用することにより予測コストと実績コストとの乖離を調整するべきである。

(東北インテリジェント通信)

○ 設備構築事業者の立場から、先行投資分を含めて設備投資コストを適正に回収できるしくみは必要であると考えます。

しかしながら、将来原価方式を採用している限り、設定された接続料と実績コストが大きく乖離する可能性は不可避であることから、適正なコスト回収という観点からも実績原価方式により接続料を算定することが望ましいと考えます。

(ケイ・オプティコム)

○ 今回、NTT東西が先行投資分を含めた設備投資コストを適切に回収するための施策として乖離額調整制度を申請されていますが、同じ設備構築事業者として、1つの解決手段としては理解できる面もあります。

しかしながら、適正なコスト回収を行うためには、将来原価算定方式と乖離額調整制度の組み合わせよりも、実績原価算定方式の方が分かり易く、かつ運用も簡単ですので、本接続料の算定には実績原価算定方式を採用すべきと考えます。

(STnet)

また、将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方式であり、実際のコスト・需要は、当社の経営努力、営業戦略だけで決まるものではなく、今後のサービス・技術動向や為替、金利、物価といった経済情勢、消費動向、他社の営業戦略等の影響を受けるため、こうした先々の変動要因によりコスト回収が過不足となるリスクを調整することが不可欠であることから、今回当社が申請した乖離額調整制度の導入を認めていただきたいと思います。

なお、株式会社エネルギア・コミュニケーションズ殿のご意見に、「そもそも、乖離が生じることは不可避であるが、まず、これを最小限にする方策を探ることが重要と考えます。一案として、将来原価方式による算定期間をさらに短縮することや、接続事業者による予測需要を加味するなど精度を向上させることも有効と考えます。」とありますが、ダークファイバの需要については、接続事業者様の今後の営業戦略に依存することになるため、当社での予測に馴染まないことから、B フレッツ芯線数に対する割合が直近と同じ割合(約2割)と見込んでいるものであり、合理的な予測であると考えます。

(NTT東日本、NTT西日本)

○ 我が国には加入光ファイバ設備の大量施工実績があり、他国の追随を許さない経験を有しています。

私ども電気通信工事業界(以下、「工事業界」と略す)は、これまで業界全体をあげて、現場一線の施工技術者の技術力向上、サプライヤと工事会社とが連携した改善活動の推進などのコストダウンに向けた努力を積み重ねてきました。その結果、現状では、世界第一位の技術水準及び低コストでの加入光ファイバ設備の構築を実現しており、

今後も更なる努力を続け、日本の光ファイバの普及・拡大に貢献していく考えであります。

一方、工事業界は、あらゆる通信事業者（設備構築事業者）による加入光ファイバ設備の構築工事を行っており、工事業界、サプライヤの努力や設備構築事業者の信念と努力により、日本の光アクセスサービスは、世界一安い料金で提供され、普及も最も進んでいるところであると認識しております。本件の1次意見募集において、設備構築の実コストを下回る接続料設定を求める意見が提出されていますが、私どもは加入光ファイバ設備の効率的な建設と円滑な運用を図り、FTTHサービスの発展を期するという立場から、意見を述べさせていただきます。

お客様へ迅速にサービスを提供するためには、個々の需要発生都度事業者ビルからユーザ建物までファイバを引くのではなく、あらかじめ需要を予測して、サービス提供地域を面的にカバーする設備構築が展開されていることが必要です。

また、昨今、生活におけるブロードバンドサービスの重要性が高まっていますが、故障時や災害時等に迅速に対応するためには、加入光ファイバ網設備の各部に冗長度（空心線）を持たせることで、迅速な対応が可能になります。お客様への迅速なサービス提供や、故障時や災害時等の迅速なサービス対応のためには、設備にある程度の余裕が必要であると考えます。日々、お客様に直接対応し、開通工事や故障対応工事を施工させていただいている私どもからすれば、現在の光ファイバの設備量でも、お客様への円滑なサービス提供の観点からは、最低限度のものであると認識しております。

更に、今後の加入光ファイバ網の拡大・整備の進展に伴い、回線切り替え等の工事・作業が多数発生することが想定されます。当然、今後も更なる努力を続け、技術力の向上、コスト低廉化を目指

す考えですが、工事業界で実施する工事・保守の段階において、お客様毎のご希望時間に合わせた個別工事の実施、また、工事・作業終了後のお客様による確認等対応のための現場待機など相当なコストのかかる工事・保守行動を行わざるを得なくなると認識しております。

このたびの NTT 東西が申請の「加入光ファイバ接続料の改定」をめぐる「更に安価な光ファイバ接続料の設定が必要」とする議論は、光ファイバの投資コスト・運用コストの適正な回収を無視して政策的に安価な接続料を設定しようとするものであり、こうした料金政策は、表面に現れにくい前述の様な運営コストを無視することにもなり、日本のインフラ整備・発展を阻害しかねません。NTT 東西に限らず、全ての通信事業者にとって投資インセンティブが働き、日本の光サービスがより一層普及するように、光ファイバの接続料については、投資コスト等が適正に回収できる料金水準にすべきと考えます。

工事業界は、各通信事業者が互いにそれぞれの設備構成・運用方針を尊重しながらサービス競争を促進し、信頼性の高い加入光ファイバ網設備が適正コストで効率的に建設され、社会インフラとして健全に成長・発展することを強く望みます。従って、加入光ファイバ接続料の設定に当たっては、各社が使用する設備の実コストを負担し、設備構築事業者が不利を被ることがない設定を求めます。

(電信電話工事協会)

- 光ファイバの接続料については、投資コストが適正に回収できる料金水準にすべきです。

(理由)

当社は、北海道でNTT東日本に限らず、CATV

事業者など設備構築事業者の光ファイバアクセス設備構築工事を、現場施工技術の向上・施工体制の増強を図るとともに、事業者と当社とが連携した改善活動の推進によるコストダウン・生産性の向上に努力を積み重ねて、低コストでの光ファイバアクセス設備構築に大きく寄与してきました。

このたびのNTT東西が申請の「加入光ファイバ接続料の改定」をめぐる「更に安価な光ファイバ接続料の設定が必要」とする議論は、光ファイバの投資コスト・運用コストの適正な回収を無視して政策的に安価な接続料を設定しようとするものであり、こうした料金政策は、設備構築事業者の投資インセンティブを削ぐものであります。

日本は今後も光ファイバを整備する必要がありますが、北海道は広大で人口集積が疎で需要が散在していることから、光ファイバの敷設距離が長くなるために、他地方に比して投資コストが多大となると思われ、投資回収が難しい光ファイバ接続料の設定では、設備構築事業者にとって投資インセンティブを更に削がれる地域となる可能性があり、デジタル・デバイドの解消が困難となり、道民利用者に不利益をもたらすこととなります。しいては、日本全体のインフラ整備・発展を阻害することになりかねないことから、NTT東西に限らず、全ての設備構築事業者にとって投資インセンティブが働き、日本の光サービスがより一層普及するように、光ファイバの接続料については、投資コスト等が適正に回収できる料金水準にすべきと考えます。

(つうけん)

- 接続料の算定は投資コストを適正に回収できる制度が適当と考えます。

規制により構築コストが回収出来ないような接

続料を設定することは、設備構築事業者のインセンティブを著しく損ねることとなり、東北地方のような需要密度の低い地域の通信インフラ整備が後送りになる可能性があり、地域格差を一層拡大しかねないこととなります。また通信インフラを構築する他の事業者との競争環境もアンバランスとなり、公正な競争を阻害することとなると考えます。

投資コストが適正に回収できる制度の中で、それぞれの通信インフラ構築事業者と接続事業者がサービス競争、コスト競争により切磋琢磨していけば、今後も十分世界に通用するコスト構造を維持しながら、サービスの一層の普及が期待できます。

また、コスト算定にあたっては、根拠数値が現時点で不透明なものが多く、これらは実績により適正に修正されることが適当と考えます。従いまして「乖離額調整制度」を導入すべきであります。

(ユース)

- 情報通信におきましては、利用されるお客様の利便向上を基本とし、サービス提供事業者間で、自由にリスクを取ったチャレンジがなされ、お客様の選択によってサービスが淘汰され、優れたサービスが伸び、結果として情報通信産業が幅広く発展することが望ましいと考えます。

したがって、相互接続についても、鉄道における相互乗り入れのように、基本的にはお客様の利便が向上し、事業者双方にとってメリットがあるものであれば、特段の規制はなくとも発展してゆくものであり、規制は必要最小限とし、各事業者によるチャレンジを活性化させ、もしお客様の利便向上の視点から具体的な問題が顕在化した場合には、その実態に合わせて、事後に規制を導入することが望ましいと考えます。

また、相互接続料は本来事業者間のビジネス

ベースで決定されるべきものであり、適正コストが回収されることが前提となります。投資コストを無視した安価な接続料を設定することは、設備競争を否定し、健全な情報通信の発展を阻害することになることから、接続料は投資コストの回収できる水準に維持されるべきであると考えます。

以上のような観点から、今回の『平成20年度以降の加入光ファイバの接続料に係る接続約款変更案』に賛成します。

(北陸電話工事)

- 「平成20年度以降の加入光ファイバの接続料に係る接続約款変更案」における「乖離調整制度」の導入に賛成します。

意見

1. 「将来原価方式」は、設備構築事業者殿の経営努力・営業戦略や接続事業者殿の営業戦略、また、経済情勢・お客さま動向などにより予測と実績に乖離が生ずる要因を多数含んだ方式であることから、投資コストが適正に回収できる仕組みとセットであることが必須であると考えます。

適正なコスト回収ができない仕組みでは、設備構築事業者殿が進めるインフラ整備も進展が危ぶまれ、日本が世界に誇る光アクセスサービスの地方展開、強いてはデジタルデバイドの解消にも支障が生ずるものと危惧いたします。

2. 上述いたしました日本における低コストで世界最高水準の光インフラの構築は、設備構築事業者殿はもとより、設備構築に関わる全ての関係者による技術開発や施工技術の改善、コストダウン努力などの結果であると考えています。

投資コストを無視した接続料設定は、一時的なお客さまの拡大効果は期待できるものの、設備構築事業者の投資インセンティブを削ぐばかりでなく、結果として、光インフラ構築に関わる日本の産業力低下にも繋がりがねないと危惧いたします。

(日本コムシス)

○「平成 20 年度以降の加入光ファイバの接続料に係る接続約款変更案」に対し、以下の理由により賛成します。

1. 日本が低コストで世界最高水準の光ファイバインフラを構築、提供できたのも、電気通信業界全体をあげて、技術力向上、コストダウンに鋭意努力して来たことと、適正な投資コスト回収のための接続料金設定がなされているためと考えます。
2. 投資コストを無視した接続料設定は利用者の拡大効果は期待できるものの、事業者間の適正な設備構築競争を阻害することになり設備構築事業者の投資インセンティブを削ぐこととなります。
3. 結果として、日本の光ファイバインフラ整備を阻害することになりかねません。
3. したがって、日本のすべての通信事業者にとって投資インセンティブが働き、デジタル・デバイド解消が図れる環境を早期に実現するためにも、光ファイバの接続料は剥離額調整制度の適用も含めて、投資コストが適正に回収できる料金水準にすべきであると考えます。

(コムシスエンジニアリング)

- 日本の光インターネット料金のコストは世界最高の低水準であり、これは電気通信に関する全ての会社の技術力研鑽、コストダウン努力の成果です。投資コストを逸脱した接続料は設備構築事業者の投資意欲を削ぎ、日本の光ファイバ整備を阻害することになると考えます。

(徳島通信建設)

- 光ブロードバンドサービスの早期普及拡大に向け、電気通信業界は、これまで業界全体で知恵出し活動を推進し、コストダウン・技術力向上・新技術改善考案・施工方法の改善提案等努力を積み重ねてコストダウンに最大限の取組みを行ってまいりました。

その結果現在では世界一の技術水準及び低コストでの光ファイバーの構築が実現されており、今後も更なる努力研鑽を積み上げ、世界に冠たる日本の光ファイバーの普及拡大に貢献するよう更なる努力を重ねていく考えであります。

こうした私共の日夜の努力と、設備構築事業者の努力によって、日本の光サービスが世界一低廉な料金で提供され、光ブロードバンドサービスの普及は最も進んでいる状況にあると認識しております。

我社は九州地区において NTT 西日本が構築する光ファイバーのほか、あらゆる電気通信事業者の光ファイバーの構築を行っていますが、今回設備利用事業者から意見提出されている分岐端末回線単位の接続料金(617 円/1ユーザ)の設定要望は、光ファイバーの投資コストの適正な回収・適切な工事費用負担を無視して現実性のない安価な接続料を設定しようというものでありますが、こうした料金が設定されることは自ら設備構築

を行う事業者の投資インセンティブを削ぐものであり、ひいては日本の通信設備インフラ整備を阻害するものと断言できるものであります。

現に、通信政策の先進国アメリカでは、電気通信市場では時代の変遷に合わせた時代遅れになっている法律の規定を変更するよう動いており、「自前の設備で参入するのが本筋」という考え方が重要視されてきていると認識しております。

そのため、アメリカの通信事業者大手の「Verizon」[AT&T]の光ファイバーケーブルの設備投資意欲が俄然沸き立ち、Verizon 社では 2010 年までに US180 億ドル(1 兆 9800 億円;110 円換算)、AT&T は US64 億ドル(7040 億円)の光ファイバーケーブル投資が計画され、現在通信会社で地下・架空光ケーブルの新設ラッシュと言われております。

これもダークファイバーケーブルの規制がなくなり、各通信事業者が戦略を掲げて設備投資を実施している証拠であり、現実には産業界に活気が出てきているものと考えます。

設備利用事業者の意見にある料金は非現実的な料金水準であり、投資コストが回収できず、光ケーブルの設備投資を行う NTT 東西会社等は、当然ながら光投資意欲が薄れて、健全な設備競争が進まず、九州の地方部でのインフラ整備は進まず、デジタル・デバイトの解消が困難になるといった不利益を利用者にもたらすことになると考えます。

従って、NTT 東西に限らず、全ての通信事業者にとって投資インセンティブが働き、日本の光サービスがより一層普及するよう、競争性を働かせ「原則自前の設備で参入する」か、若しくはダークファイバーを当面認知するとすれば、光ファイバーの接続料は投資コストを適正に回収できる料金水準にすべきであると考えます。

また、乖離額調整制度はこれまでの実績原価

方式では導入されているところであり、より不確定要素の多い将来原価方式においては、これまでと同様な乖離額調整制度を採用するのは当然のことと判断します。

(西部電設)

- 弊社は、これまで電気通信設備構築の現場第一線の施工会社として技術力や現場力向上、通信事業者(設備構築事業者)と連携した改善活動またコストダウンに向けた努力を長年積み重ねてきたところです。

ところで、現在の情報通信産業は、アナログ電話による音声通信から、インターネットアクセス、画像・データ通信、IP 電話などブロードバンドサービスと言われる通信形態に大きく変貌をしております。また、ブロードバンドの発展という意味では、移動通信網と FTTH のような固定網との融合によるサービスが目覚ましいスピードで発展をしております。

この様な激動の変革期にあって、先般発表された NTT 東西をはじめとする設備構築事業者の H19 年度中間決算数値を見ますと、営業利益率が格段に低く、極めて厳しい経営を強いられていると推察します。このままいけば将来的には、設備構築事業者は、衰退していくのではないかと心配しております。

また、私どもが工事を実施する時に強く感じるのは、設備が従前に比べ弱体化しつつあることです。情報通信サービスは、「安全・安心・信頼」のインフラの上に成り立つものですが、現状は違っているように見受けられます。

本来、インフラ構築には先行投資が不可欠であり、リスクを背負ながら需要拡大を図るべきものです。現在の設備構築事業者の光ファイバ網は、こ

の様な考えのもと FTTH の普及を目指して構築したものだと思えます。

しかし、現状の競争状況は、設備構築事業者へ負担をおわせることで成り立っているように見えます。

ブロードバンドの発展には事業者間の「設備競争」が不可欠であり、設備構築事業者が投資コストを適正に回収できる接続料金にしなければ、健全な設備競争は進まず投資意欲を損なうものとなり、且つ、国民に対して「安心・安全・信頼」のサービス提供はできません。

さらに、日本の情報通信産業の将来を思う時に、現在の光ファイバ網を構築・運用する NTT 東西をはじめ設備構築事業者が投資意欲を失うことになれば、我が国の情報通信産業に対する損失は、図りしれないものとなる事は必定です。

以上から、NTT 東西が提案した加入光ファイバ接続料の改定に関する認可申請の内容に賛成するものです。

(明正電設)

○ 接続料は妥当、乖離額調整制度の導入に賛成

理由：接続料は、投資コストが適正に回収できる料金水準にしなと投資インセンティブが働かず特に地方のインフラ整備に齟齬をきたす。その結果、デジタルデバイドの解消も進展せず、地方利用者が大きな不利益を被る。すなわち、借りるほうが有利であれば自らインフラ整備のための投資を行わないことから、先行投資事業者の事業エリアしか BB 利用エリアは拡大しないこととなる。

また、非現実的なコストの提案もあるが、その算定根拠については疑問がある。例えば、耐用

年数 30 年とファイバの寿命とは意味が違う、保全コストの削減は、更なる多様な心線の使い方、電柱等構造物の老朽化により、逆に増加傾向にあると考えるからである。もともとスプリッタ下部の光芯線1芯を安く貸して欲しいという使い方そのものが非現実的である。

他方、乖離額調整制度の導入についても、投資コストを適正に回収することが基本であることから、現行の実績原価方式において、省令にも規定、導入されている。今回の将来原価方式は、より不確定要素が多くなるため、現行に同様以上の乖離調整額制度の導入は投資コストの適正回収、事業者間の公平性の担保から必須であり妥当と考える。

(個人15件)

- 現在、加入者光ファイバ網等の構築を発注者様の構築方針に基づいて実施していますが、その実施に当っては、従来から設備品質、安全重視の活動に加え、お客様情報、コンプライアンス重視も考慮し、お客様の視点に立ってキッチリした工事を行うべく取り組んでいるところです。

しかし、最近ではキャリア間の競争激化に伴う発注価格の低減が求められる中で、道路占用、道路使用、近隣住民への挨拶、安全対策等円滑な工事の推進にも引き続き努める必要があるため、このようなことによりかなりのコストを要し、価格低減に耐え切れない現場第一線の作業班が廃業するような事態も増加しております。

今回の接続料の改定において、設備構築した事業者がコスト回収漏れが生じた場合に、その回収漏れをキャリアオーバーできる制度を組み込まないことにした場合には、当該事業者が構築した設備を、他事業者が結果的には実コスト以下で利用できることになって、公正競争を阻害することに

なりかねないと考えます。その結果、我々電気通信の建設事業に携わっているものとしては、更なるコストダウンを強いられることが予想され、結果的に将来に向けたエンドユーザのための設備構築をも大きく阻害することにつながると考えます。

よって、加入者光ファイバの接続料については、各社が使用する設備の実コストを負担し、設備構築事業者が不利を蒙ることがないような制度設計を行っていただくよう、強く求めます。

(個人6件)

- 現在の日本の光サービスは、世界で一番安い料金で提供されており、普及も最も進んでいると言われている。これはこれまで健全な競争環境の中で、各社が努力を重ねてきた結果であり、今後もこの環境を堅持して行くことが、料金の更なる低廉化、サービスの向上に貢献すると考える。

しかしながら、今回申請されている接続料金では、光ファイバの投資コストの適正な回収を無視して政策的に安価な料金水準を設定すべきとの議論がなされており、これまでの健全な環境が破壊されると危惧する。こうした政策は、自ら設備構築を行う事業者の投資意欲を削ぐことになり、強いては、日本のインフラ整備をも阻害しかねない。さらには、適正な企業利潤を得ることが困難になり、世界に通用する新たな技術開発等への投資が減少し、世界的な技術競争に遅れを取る結果になりかねない。

したがって、NTT東西に限らず、すべての通信事業者にとって、投資インセンティブが働き、日本の光サービスがより一層普及するよう、光ファイバの接続料金は、投資コストが適正に回収できる料金水準にすべきと考える。

(個人5件)

意見21 乖離額調整制度を採用すべき。「適正価格」は「安ければ良い」というものではなく、多くの国民が「安値ではなく、安心して継続享受出来る生活インフラ」を切望していることから、無理なダンピングを行うことなく、適正な価格を設定することが、国民／政府・自治体／事業者にも希求されるべき。	再意見21	考え方21
<p>○ 乖離額調整制度は、採用すべきです。</p> <p>1) 免許事業 民間経営として公共性の高い事業を行う以上、「低廉＝最適値」、という訳には参りません。 免許等の無認可の業態、例えば、一般小売業などは消費者保護の規制(食品衛生法など)を除けば、自由競争が原則であり、是です。 無認可事業の場合、新規参入によって、マーケットは活性し、知恵が創出され、消費者も業界も利することになります。(この場合は、価格としては、低廉な方向へ遷移。) しかし、免許等で行う事業は全く異なります。 本来は、政府なり自治体が行うべき固有事務を市井に移管しているものが免許業なのであります。</p> <p>2) 適正価格 本来、経済・経営の概念で「適正価格」というものがあります。 本義的に、政府・自治体が行うべき固有事務を民間委託(許可)・民営化した場合、価格決定のメカニズムは、完全自由競争システムとは異なります。 国民サイドの見地からすると、「適正業務」を遂行出来るか否かが焦点であります。 公事業を委託された私企業が、単に自社の利潤追求のみで刹那的にその業に参入し、「利潤が得られないから、撤退する」では私ども国民は困惑してまいります。 「適正業務」とは、「継続的に公事業を遂行し、国民にサービス提供を行う」ことに他なりません。</p>	<p>○ 今回、当社が認可申請した乖離額調整制度は、 現行の接続料規則に規定されている実績原価方式の乖離額調整制度と同様の制度を将来原価方式においても採用するものであり、将来原価方式が原価を全額回収することを大原則とする実際費用方式の1種類であることからすれば、当然、認められるべきものと考えます。</p> <p>また将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方式であり、実際のコスト・需要は、当社の経営努力、営業戦略だけで決まるものではなく、今後のサービス・技術動向や為替、金利、物価といった経済情勢、消費動向、他社の営業戦略等の影響を受けることが避けられません。</p> <p>したがって、将来原価方式を採用する場合は、こうした要因によりコスト回収が過不足となるリスクを調整することが不可欠であり、結果としての乖離分については、本来自社と他社で接続料に差を設けず同等に負担すべきものであること、さらには、自律的要因によるものと他律的要因によるものを技術的に分離することはできないことから、乖離額全体を自社と他社がそれぞれの需要に応じて負担することが合理的であると考えます。</p> <p>以上のことから、当社が認可申請した乖離額調整制度を認めていただきたいと考えます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>(考え方19に同じ)</p>

そしてこの「適正業務(継続的に国民にサービス提供を行う)」から原価計算された値が「適正価格」であります。

当然、事業を行う主体は民間企業ですから、

- ①継続的に国民にサービス提供を行う→コスト計算
- ②諸経費を上乗せして計算
- ③そこからはじき出した適正価格

つまり、「適正価格」は「安ければ良い」というものではない訳であります。

通信業は今や国民に欠くべからざる公事業です。

「廉価だから」と言う理由だけでその会社を選択する国民は少ないと思料します。

また、「廉価」を錦の御旗にして、「後年、事業撤退する可能性がある。責任は取らない」では、国民の便益・ベネフィットを毀損するものであると戦慄すら覚えます。

3) 最大多数の最大幸福

通信事業は一朝一夕の技ではございません。

過去、何十年・世紀をかけて、先達が礎を築いてきたものであります。

同時に、今後もすぐに潰える存在でもありません。

今後、ユビキタス時代に突入し、「国民皆・光ファイバ」となる傾向は論を待ちません。

光ファイバは、各家庭で例えるなら、上下水道であります。

上水の供給は水道法、下水道の確保等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法、などで自治体固有の事務・責務として規定されています。

現実には地方公営企業や委託された民間企業が行っておりますが、ここで私どもは、「安くても品質保証が定かでは無い。またいつ断水するか分からない」水道事業者を選ぶことはあり得ないことでありま

<p>しょう。</p> <p>ライフラインを担う、というのは事ほど左様に「重大な責務」なのであります。</p> <p>無理なダンピングを行うことなく、適正な価格を設定することが、国民／政府・自治体／事業者にも希求されるものと考えます。</p> <p>これが「最大多数の最大幸福」では無いでしょうか。</p> <p>4)総括</p> <p>私議、「寄らば大樹」を標榜する訳ではございませんが、本題「光ファイバ接続料」に関しましては、全面的に、NTT東西の設定を信認する考えであります。</p> <p>多くの国民が「安値では無く、安心して継続享受出来る生活インフラ」を切望している次第でございます。</p> <p>(個人)</p>		
<p>意見22 今回申請した乖離額調整制度は、実績原価方式の乖離額調整制度と同様の制度を将来原価方式においても採用するものであり、将来原価方式が現実にかかったコストを全額回収することを大原則とする実際費用方式の1種類であることからすれば、認められるべきもの。また、将来原価方式を採用する場合、先々の他律的要因を含めた変動要因によりコスト回収が過不足となるリスクを調整することが不可欠であり、その乖離分は、自律的要因によるものと、他律的要因によるものを技術的に分離することはできないことから、乖離額全体を自社と他社がそれぞれの需要に応じて負担することが合理的。</p>	<p>再意見22</p>	<p>考え方22</p>
<p>○ 今回の光ファイバ接続料の見直しに係る認可申請では、将来原価方式の乖離額調整制度について、「競争事業者に起因する設備投資リスクや設備投資コストにかかる先行投資分コスト等を勘案してその適否を判断することが必要」とされ、審査結果が一部保</p>	<p>○ 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集 平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定(情報通信審議会電気通信事業部会報道発表資料:</p>	<p>考え方19に示したとおり、NTT東西において、FTTHサービスの提供コストを低廉化し、もって事業者間競争を促進するという政策的要請を踏まえ、他事業者による活発な事業展開を考慮したダークファイバ需要予測の見直しを行う場合は、乖離額調整制度の</p>

留とされておりす。

しかしながら、今回、当社が認可申請した乖離額調整制度は、現行の接続料規則に規定されている実績原価方式の乖離額調整制度と同様の制度を将来原価方式においても採用するものであり、将来原価方式が現実にかかったコストを全額回収することを大原則とする実際費用方式の1種類であることからすれば、当然、認められるべきものと考えます。

また将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方式であり、実際の実績コスト・需要は、当社の経営努力、営業戦略だけで決まるものではなく、今後のサービス・技術動向や為替、金利、物価といった経済情勢、消費動向、他社の営業戦略等の影響を受けることから、構造上、実績と予測に乖離が生じることは避けられません。

したがって、将来原価方式を採用する場合は、こうした先々の他律的要因を含めた変動要因によりコスト回収が過不足となるリスクを調整することが不可欠であり、さらには、結果としての乖離分については、自律的要因によるものと、他律的要因によるものを技術的に分離することはできないことから、乖離額全体を自社と他社がそれぞれの需要に応じて負担することが合理的であると考えます。

なお、今回の算定では、平成22年度末までの需要に応えるために必要となる光ファイバの芯線数に対応した最小限のケーブル敷設に必要な投資を見込んでいるものであり、不要な先行投資は含まれておりません。

以上のことから、当社が認可申請した乖離額調整制度を認めていただきたいと考えます。

(NTT東日本、NTT西日本)

平成20年1月15日)」の「別紙1 変更の概要」P. 13において示されているとおり、将来原価方式における乖離額調整は「接続料規則上認められていない」考え方です。

乖離額を事後的に調整することは、事後的な追加負担が生じるおそれのある競争事業者にとっては経営上の不安定要因となります。さらに、調整時期によっては、乖離の原因者と負担者が異なることにもなります。従って、事後的な調整は予見性及び公平性の観点から認められるべきではありません。

仮に予測と実績に乖離が生じた場合、NTT東西は、算定期間中であっても接続料を算定し直し、再申請することが現行制度上可能であることから、乖離額を事後的に調整する必要はないと考えます。

また、接続料は、接続料規則第1条の定めのとおり、「能率的な経営の下における原価に照らし公正妥当なもの」であることが大原則とされています。

このため、NTT東・西の主張する「現実にかかったコスト」に、不要なコストが含まれるべきでないことは当然であり、本件と乖離額調整制度の是非は無関係であると考えます。

(KDDI)

- 弊社共は、NTT 東西殿等の左記意見にあります乖離額調整を実施することは、以下の理由により適当ではないと考えます。
 - ・ 乖離額発生の主たる要因は NTT 東西殿にあると考えられること
 - ・ NTT 東西殿の非効率性に起因する乖離額を接続事業者が負担することになること
 - ・ 接続事業者にとって予見性がないこと
 - ・ 乖離額の起因者と負担者が異なってしまうこと

導入を特例的に認めることが必要になると考えられる。

この場合、乖離額調整制度の対象となる乖離額については、以下の理由から、実績接続料収入と実績費用の差額(乖離額全体)ではなく、実績接続料収入と予測費用の差額とすることが適当である。

- ①乖離額調整制度の調整対象となる乖離額は、ダークファイバ需要予測の見直しに関係するものに限定すべきであるが、予測費用と実績費用の乖離要因として考えられる物価の変動等の外的要因やNTT東西の効率化の進展等の内的要因などは、いずれもダークファイバ需要予測の見直しとは無関係に発生するものであること
- ②また、実績接続料収入と実績費用の差額をすべて調整対象とし、接続事業者で事後的に負担することとなると、NTT東西における効率的な業務運営を行うインセンティブが損なわれ、調整対象となる乖離額が増大するおそれがあること
- ③他方、実績接続料収入と予測費用の差額を調整対象とすると、実績原価が予測原価と乖離してもその乖離分が調整対象とはならないことから、NTT東西においては、実績原価が予測原価を上回らないように効率的な業務運営を行うインセンティブが働くこと

また、ダークファイバ需要に係る乖離額については、他事業者とNTT東西のいずれにも明確な帰責性を求めることが困難な面があることから、他事業者のみに負担させることは適当ではないが、他方、NTT東西にも、他事業者分に係る乖離額を負担させる場合、自社分に係る乖離額のみが乖離額の調整対象外となるのは公平性に欠けることから、NTT東西分に係る需要の乖離額を含めた全体の乖離額をNTT東西の利用部門を含む接続事業者で負担することが適当である。

- ・ 将来原価方式の適用要件からすると乖離額調整制度は不適切なこと

以下に、それぞれの理由について詳述します。

【乖離額発生の主たる要因は NTT 東西殿にあると考えられること】

- ・ 弊社共は、将来原価方式による接続料算定に用いられた予測費用と実績費用の乖離は、主に NTT 東西殿に起因するものであると考えます。
- ・ なぜなら、実績需要が現行接続料の算定時の予測需要を下回っている以上、仮に実績需要に見合った設備構築を NTT 東西殿が行っているのであれば、本来は実績費用の方が予測費用を下回るはずであり、にもかかわらず乖離額が発生しているのは、NTT 東西殿自身が過度に先行投資を実施していたことが主たる要因であると推察されるためです。
- ・ また、NTT 東西殿は「結果としての乖離分については、自律的要因によるものと、他律的要因によるものを技術的に分離することはできないことから、乖離額全体を自社と他社がそれぞれの需要に応じて負担することが合理的」と主張していますが、上記のような予測費用と実績費用の乖離に係る検証を全く行っていない状況下では合理的でなく、妥当性を欠いている主張であると考えます。
- ・ 従って、将来原価方式に対する乖離額調整制度の導入是非を検討する前に、まずは本申請に記述している予測費用と実績費用との乖離について、その原因を徹底的に検証すべきと考えます。
- ・ なお、今回の本接続料において、仮に将来的に乖離額が発生したとしても、需要予測や設備投資計画等は全てNTT東西殿が独自に行ったも

	<p>のであり、前回の申請と同様に乖離額が発生する主要因は NTT 東西殿にあると言えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、従前から弊社共が指摘しているとおり、NTT 東西殿の光ファイバ接続条件等が、接続事業者の需要動向に大きな影響を及ぼすことにも留意が必要と考えます。 <p>【NTT 東西殿の非効率性に起因する乖離額を接続事業者が負担することになること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のように、乖離が発生させた主たる要因が NTT 東西殿の過剰な設備投資等にあることを考慮すると、このような状況において乖離額調整制度を導入することは、NTT 東西殿の過剰投資や非効率な事業運営の結果を接続事業者に転嫁することとなり問題であると考えます。 ・そもそも NTT 東西殿の接続料は、電気通信事業法(以下、「事業法」という。)第 33 条第 4 項第 2 号に「接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること」と規定されており、能率的な経営の下における適正な原価であることが必要ですが、NTT 東西殿が過剰投資等を実施していると考えられる状況で乖離額調整制度を導入し、NTT 東西殿に対し非効率な事業運営による過度なコストを含むコスト回収を完全に保証することは、事業法に反するものと考えます。 <p>【接続事業者にとって予見性がないこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も相当な需要が見込まれるサービスに適用される将来原価方式に対して、乖離額の調整を実施することは、算定期間終了後に大きな不確定要素を生じさせることとなり、接続事業者において事前に NTT 東西殿の実績を把握できず、 	
--	--	--

	<p>乖離額の妥当性を確認することが不可能である以上、接続事業者の事業計画策定を困難とするものであり、接続事業者の事業運営に多大な悪影響を与えるため、問題と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さらに、乖離額調整の規模によっては、接続料の値上げが接続事業者で吸収し難い水準になり、利用者料金の値上げを誘発する可能性があることを考えると、その影響は接続事業者に留まらないと考えます。 ・ また、需要予測等は NTT 東西殿が独自に行っているものであり、実績費用は NTT 東西殿の事業運営結果に依存することから、NTT 東西殿の主張する乖離額の妥当性を接続事業者が検証することは不可能であると考えます。 <p>【乖離額の起因者と負担者が異なってしまうこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ FTTH サービスのような今後相当の需要の増加が見込まれるサービスに乖離額調整制度を導入した場合、新規参入事業者が乖離額を代わりに負担させられる一方、相互接続を解消した接続事業者は本来徴収されるべき乖離額を負担せずに済むことになるため、「不当な差別的取扱い」に該当し、事業法第 33 条第 4 項第 4 号の規定に違反する恐れがあるものと考えます。 ・ さらに、起因者負担が実現できず「不当な差別的取扱い」がなされているとも受け取れる状況において、過年度の実績原価と接続料の実績収入額との乖離を調整した場合、常識的な解釈として、当該年度の実績原価は「適正な原価」とは解されず、当該 33 条 4 項第 2 号の規定にも違反する恐れがあるものと考えます。 <p>【将来原価方式の適用要件からすると乖離額調整制度は不適切なこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西殿の意見において、「今回、当社が認可申請した乖離額調整制度は、現行の接続料 	
--	---	--

	<p>規則に規定されている実績原価方式の乖離額調整制度と同様の制度を将来原価方式においても採用するもの」、また「将来原価方式が現実にかかったコストを全額回収することを大原則とする実際費用方式の1種類である」とありますが、この考え方は全くもって適切でないと考えます。将来原価方式は、今後、需要の増加等が見込めるサービスについて、接続料を長期的に安定した安価な水準に設定し、接続の円滑化を図り、中長期的に需要を喚起することを目指すべきものであり、その接続料は将来的なNTT東西殿の設備構築・運営コストのベンチマークとして機能させるべきものであると考えます(そのようなベンチマークとしての機能が働かなければ、NTT 東西殿に対して効率化を推進するインセンティブが働かないと考えます)。また、上述のとおり、完全なコスト回収を保証することは、NTT 東西殿の非効率な事業運営を助長することになることから、適当ではありません。</p> <p>また、将来原価方式に乖離額調整制度を導入することは、平成 19 年 3 月 30 日付「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について 答申」(以下、「接続ルール答申」という。)P22 において取りまとめられている、実績原価方式における乖離額調整制度の導入時に検討した問題解消策の 1 つを、以下の理由から無効化する結果を招くことから不適切であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 接続ルール答申において、「案③(乖離額調整)では、ある年度の接続料について、当該年度の実績原価に基づき再計算した額との乖離分が 2 年後の接続料原価に反映されることから、乖離が大きくなった場合の影響や事業者間の公平性が論点になり得る」とされています。 - また、接続ルール答申には上記の公平性に 	
--	--	--

	<p>関する問題が回避可能であるとする理由の1つに「需要が急激に増加し接続料が大きく低廉化するような場合については、実績原価ではなく将来原価に基づき算定することが可能である」ことを挙げています。</p> <ul style="list-style-type: none"> - このように、接続ルール答申では、乖離が大きくなる等の乖離額調整に係る問題が生じそうな場合には、当時、乖離額調整制度を採用しない前提としていた将来原価を用いることで、問題を回避できるとしています。 - 従って、仮に将来原価方式に乖離額調整制度を導入してしまうと、実績原価方式における乖離額調整制度の導入検討の際に上記問題を回避可能と判断した前提が変わってしまうこととなり、実績原価方式において乖離額調整制度を導入した際の考え方が成り立たなくなるため不適切です。 <p>・ なお、そもそも現行の接続料規則における乖離額調整制度は、実績原価方式における事後精算制度が廃止されたことに伴い規定されたものであり、事後精算制度の廃止に伴う接続料規則の見直しの際、情報通信審議会答申において、「従来実績原価方式により算定されていた接続料に係る精算方法を見直すことを目的としており、現在将来原価方式、長期増分費用方式等他の算定方法により算定されているものの扱いを変更するものではない。」という考え方も示されているところです。</p> <p>以上のように、まずは乖離額発生の変因等について十分な調査・分析を実施しない限り、単にNTT 東西殿の非効率性や過剰投資に伴うコストを全て回収可能とする仕組みを作るのみとなり、乖離の増加を助長する結果を招く恐れがあることから、乖離額調整制度の導入は適当ではないと考えます。</p>	
--	--	--

また、このような状況で乖離額調整制度の導入の是非についてこれ以上議論を行うことは有意義ではないと考えます。仮に、今後もこのような議論を継続するのであれば、NTT 東西殿の接続料において、NTT 東西殿の非効率性を完全に排除し、事業法にある「能率的な経営の下における適正な原価」を真に実現するために、非効率性を排除可能な接続料算定方式である LRIC 方式による光ファイバ接続料算定の導入について並行して議論を行うことが適切であると考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

○ ご意見に反対します。

算定期間の設定、稼働芯線数の内訳、耐用年数等の算定根拠などが不明瞭であり、接続料金の適正性が証明されていない状態で、接続事業者へのリスク負担を前提とした乖離額調整制度を拙速に導入することは、大変問題であり、認めるべきではないと考えます。

まず、NTT 東西が行うべきことは、乖離額調整制度の導入を殊更に主張することではなく、接続料金の算定根拠の合理性を示す情報を開示することであり、その上で NTT 東西と接続事業者の公平性が担保できるルールが検討されるべきと考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

○ 本制度申請については客観的かつ合理的に算出される可能性が低く、単に NTT のリスク軽減となる可能性、ひいてはドミナントの助長につながる恐れがあるため反対する。

一般的に企業が投資を行なう際は需要と供給予測および企業責任である戦略的要素を考慮して

作成し、適時にその計画を修正していく。

よって今回の制度申請を適用する場合は、事後の検証の適正さについて判断する基準を整備した上で検討する事項と考える。

しかし、本制度に伴う算出は当事者である NTT によって行なわれ、しかもその内容だけで戦略的コストや不適正な投資によるコストを判定することは現実的には困難と考える。

よって、他事業者指摘の一般企業活動では特異な事後精算に伴う悪影響と合わせ、本制度の導入は不相当である。

(J:COM)

- 接続料は妥当、乖離額調整制度の導入に賛成です

理由:そもそも、接続ルールを決めるのは何のためなのでしょうか？それは情報通信産業の発展のためです。そして、それは事業者の自由で公正な競争によってもたらされるものです。アクセス系の光化は NTT が民営化してから20年近くも経てから本格化されたものであり、まさに他事業者と同じ土俵で競争が始められたものです。NTT 側が提示した接続料や乖離額調整制度は投資コストの回収のための適正な料金水準(実績原価はこの2倍ほどと聞いてますが・・・)であり、かつルールです。それに賛成できないのであるならば他事業者は自らファイバを敷設すべきです。これが世の中のビジネス常識です。仮に投資コストが適正に回収できる料金水準にしない、あるいは乖離額調整制度を導入しないとなれば事業者は投資インセンティブが働かず、特に当地のような地方のインフラ整備に大きな齟齬をきたします。その結果、デジタルデバイドの解消も進展せず、地方の利用者が大きな不

	<p>利益を被ることになります。 とにかく、自由で公正な接続ルールの適用を強く求めます。</p> <p>(東日本システム建設)</p> <p>○ インフラビジネスは長期に安定的に構築すべきものであり、構築事業者の経営を圧迫するような極度に安価なものはいけない。また投資意欲を減退させるものではインフラの構築を遅らせることになり、日本国の国益を損することになる。この意味で未回収コストを適正に回収する「乖離額調整制度」に賛同します。</p> <p>(東電通)</p> <p>○ 日本のFTTH市場は、NTT、CATV会社、電力系事業者をはじめとした設備構築事業者、製造メーカー及び工事施工会社の3者が総力を挙げてコスト改善に取組み、低コストで高品質な光ファイバアクセス網を構築・展開した結果として、設備競争により世界一安い料金で提供され、FTTH市場は普及拡大期に入ったものと認識しています。</p> <p>設備構築事業者に対しては、引続き適正なコスト回収を担保し健全・公正な設備競争を加速させ、地方への光ファイバアクセス網整備の促進、デジタル・デバイドの解消を進めていただきたいと切に願っております。</p> <p>今回の光ファイバ接続料金の算定については、全国くまなく構築済みで設備も充足しているメタルアクセス網とは異なり、光ファイバアクセス網の普及拡大に向け順次地方への設備投資を加速させている状況にあるため、実際にかかる費用や需要数を長期にわたって正確に予測することが難しく、予測値と実績の差(乖離)が生じる要素を内在していると考えます。</p>	
--	---	--

実際、NTT報告を見る限り、今までの価格設定では、結果として実績原価を下回る価格で提供していたこととなります。これは、実績原価方式ではなく将来原価方式により接続料を算定していること、つまり、設備コストの低廉化と将来需要数の予見性が外れたことが主要因であり、その間に発生した乖離（現行価格では未回収コスト）は全てNTTが負担したことになると考えられます。

FTTH市場は今後も拡大されることが予見されるものの、今後の技術革新や提供サービスの動向、経済情勢、消費動向等による影響を受けるため、将来需要数を精緻に予測するとしても数年先を見通すのが限界と考えます。その面から今回の改定案では、投資コストの適正な回収を目的に不確定要素をできる限り排除するため、光ファイバ耐用年数の延長、料金算定期間を7年から3年に短縮したものと認識しており、適切であると判断します。

一方、今回の算定案では3年後に需要数が現在の2倍以上になると予測していますが、3年後に一致するのかが不明であり、結果として、乖離が生じることは十分に予見されます。その結果として発生した未回収コストや過回収利益をNTTのみで負担・享受するのではなく、次回の接続料改定時点における利用者全員で清算してはどうかという課題提起でもあると考えます。

電柱、管路等インフラ設備を所有していないCATV事業者が独自の光ファイバ設備を構築してきたように、競争事業者が自前の光ファイバアクセス網を敷設するための阻害要因が特段存在しない現状では、競争事業者である設備利用事業者にも乖離分について応分の負担を求めることは、FTTH市場の普及拡大を目指した健全な設備競争を加速させるために必要なことと考えます。

以上の観点から、今回のNTT東の申請案に賛成します。

(大明)

○ 設備保有事業者は、エリア需要、故障時および災害時に必要な冗長設備等、様々な加入者光ファイバ需要に対し、適時適切に対応可能な最適設備保有量等を勘案し、設備の設計、構築、運用を行っている。投資リスクを伴うこれらのことは設備保有事業者にとってきわめて重要な経営判断事項である。各々の事業者が自社の経営判断に基づいて設備の設計、構築、運用方針を決定、実行することにより、サービスの種類や料金だけでなく、サービス品質や信頼性を含めた公正競争が可能になる。また、効率的に設備構築を行うには、各通信業者がそれぞれに自社が使用する設備構成を決定・提示し、その上で一体的に工事が行われるべきと考えます。1事業者が経営方針に基づき投資して構築した設備を、他事業者が実コスト以下で利用することは、設備保有事業者の設備構成・運用方針をないがしろにし、結果的に公正競争を阻害することになります。

1次意見募集で様々な意見が提出されましたが、NTT東西が申請する接続料に対し、「更に安価な接続料の設定が必要」とする意見は、光ファイバの投資コスト、運用コストの回収をまったく無視し、政策的に接続料を設定しようとするものであり理解できません。接続料はリスクをとり、自ら設備構築をする事業者にインセンティブが働くように設定すべきで、投資意欲をそぐものであってはなりません。接続料は投資コストが適正に回収できる水準に設定すべきと考えます。

今回NTT東西から認可申請された将来原価方式の乖離額調整制度について審査結果が一部保留となっていますが、申請どおり認めるべきと考えます。接続料の算定は、かかったコストを全額回収することが原則であり、一定の予測に基づく算

定方式で算定される「将来原価方式は」構造上、実績と予測に乖離が生ずることは避けられません。この乖離はNTT東西の自立的要因に基づくもののほか、社会経済情勢、他社の営業実績等の他律的要因に基づき生ずるもので、乖離部分について事業者間で適切に応分の負担を行うのが妥当だと考えます。

設備保有事業者の投資コストが適正に回収できる水準に接続料が設定され、通信事業者が公正な形で競争することにより日本の加入者光ファイバ網が進展することを期待しています。

(協和エクシオ)

- 我が国の情報通信市場は FTTH 市場の成長が牽引役となり、世界有数のブロードバンド大国となるなど、その環境変化は誰の予測も超えるほどめざましいものとなっております。

この進展は NTT の基幹ネットワークが支えてきたところであり、ユニバーサルサービスやデジタルデバイドの解消など、通信インフラの国家的な役割としてかんがみれば、NTT 東西地域会社に対して、リスクを一方的に押し付けるような接続料のあり方は、日本の通信環境の健全な発展のためには好ましくないと考えます。

現在の通信コストは、光ファイバケーブル製造技術やルーティング技術の向上、世界レベルでの研究開発など、長年の研鑽による技術蓄積により成し得たものであり、世界一安い料金で高度な品質レベルでのサービスが提供されております。

光ファイバ接続料は、投資コストと適正な回収を維持してこそ現在と将来において発展していくものと確信しており、本質的な意味における競争は、公平・公正な条件の下で行われるべきであり、際限なく継続することによる政策は、通信の持つ国家の重要なインフラとしての恒久的な使命を希薄

にさせ、情報通信産業の国際的な競争力を弱め社会基盤に大きな混乱を与えかねません。

我が国における将来の情報通信のあり方を再度検討し、安定した品質と信頼性の高いサービスを継続的に提供できるよう、コストベースによる接続料など、適正な負担のあり方を議論すべきだと考えます。

(コミュニチュア)

- 将来原価方式でNTTが大幅なコスト割れとなっていることから「乖離額調整の導入」もやむを得ないと思います。

接続料をもう少し下げて「乖離額調整の導入」で貸し手のリスクを無くすのも一つの考え方だと思います。

(徳島通信建設)

- NTT様の光戦略は、2010年 3,000万加入(現在、2,000万)を目指し、全国津々浦々まで光を合言葉に設備投資をして来られました。通信工事事業者も工事輻輳を起こしながらも全国にブロードバンドの普及をと頑張ってきました。その間、工事コストは毎年下がっております。現状では、光のアクセス工事、宅内工事共にギリギリのところまで来ていると痛感しているところです。

接続料は、投資コストを適正に回収する料金水準とすることが基本であります。NTT様は、光サービス普及の観点から全国展開的な設備投資を行っておられます。反面、他の通信事業者様は、儲かるエリアにサービス展開を図れば良しとした感が否めません。トータル設備投資に対する適正な料金回収は、当然と考えます。

	<p>(個人)</p> <p>○ 自由競争市場の更なる進展、情報流通市場発展のためには、通信事業者個々の経営努力はもとより、事業者相互間の協調関係によりネットワーク自体の価値を高めてゆくことが必要であり、適正な競争のもと、技術と技能の研鑽を重ね、品質と安心・安全を最優先にサービスを提供することが第一義であるべきと考える。</p> <p>しかしながら、共栄するならともかく、NTTが進める事業のうち、採算が見込める部分のみを新規参入という甘えの中で事業化し、NTTグループの弱体化を目的とした提言が散見され、過去の蓄財を消費するだけのような意見に対して、国家政策として撥ね付ける決断も考慮が必要。</p> <p>私達一般ユーザーの立場は、ただ安く利用したいのではなく、良い品質を安定して低価格で利用したいのであって、各事業者が経営努力無しにNTTの設備投資を自由に使える権利を認めたいのではない。</p> <p>ダークファイバーの接続料の算出は適切かつ明確、特定の事業者に対して不当な差別的取扱いがないとの理由から申請が認可されているが、その公正妥当とされた接続料と実績が大幅に乖離し、差額をNTT東西地域会社が負担している現在、デジタルデバイド解消を光敷設で牽引するNTT東西地域会社の投資意欲をそぐ政策は得策でない。</p> <p>したがって、このような観点から接続料は投資コストの回収できる水準に維持されるべきであり、将来予測差に起因し、結果として生まれる未回収コストを回避する「乖離額調整制度」は必要と考える。</p> <p>(個人)</p>	
--	---	--

○ 情審会が求めた1月16日から2月14日までの間の意見を拝見し、NTT東日本が申請した「加入者光ファイバ接続料金の認可申請について」基本的に賛成の立場から意見を提出させていただきます。

(理由)

NTT東日本の設備投資、更には独自の営業努力により、平成22年度末の光提供エリアは1,600ビル更にはBフレッツ1,140万契約を確保し、日本のブロードバンドの拡大に寄与することとしております。また、通信事業に係る各社の企業努力により、技術力の向上更には、コストダウンの努力の積み重ねにより、「平成18年度電気通信サービスに係わる内外価格差に関する調査」では世界で最も低廉な光インターネット料金でもあります。

しかしながら、日本国内のブロードバンドの提供エリアカバー率は約90%の世帯数に留まり、約10%の世帯がサービス未提供エリアとなっており、都市部と地方部の情報格差が生じているのが現状です。これを打開するために、数年前から地方部においては、総務省等の補助金を活用したIRUによるBフレッツ提供が進められておりますが、各県とも年間2～3市町村への助成であり、また、各市町村の財政上の問題もあり各家庭へのブロードバンド提供の進展はスピード感を持って対応し切れていないのが現状です。

このことから、NTT東日本における光ファイバの構築に必要な投資コストを、回収可能な適正コストとし、地方部における投資促進を促し光サービス構築を促進する必要があります。適正なコスト回収が不可能な料金水準になれば、益々、地方部におけるデジタルデバイドの解消時期は先送りとなってしまうことを懸念しております。

このため、未回収コストを早期に適正に回収する仕組みを整備すべきと考えております。

	(個人)	
意見23 乖離が生じることは不可避であるが、算定期間の短縮や接続事業者の予測需要を加味するなどの精度を向上し、乖離額を最小限にする方策を探ることが重要。	再意見23	考え方23
○ そもそも、乖離が生じることは不可避であるが、まず、これを最小限にする方策を探ることが重要と考えます。一案として、将来原価方式による算定期間をさらに短縮することや、接続事業者による予測需要を加味するなど精度を向上させることも有効と考えます。 (エネルギー・コミュニケーションズ)	○ 接続料の設定は、基本的には設備構築のコストを如何に公平公正に負担するかということであり、その設定により、設備構築事業者の経営を圧迫するようなものであってはならないものだと思います。 現行の接続料が将来原価方式により算定されたことによって、実績がコスト割れとなったことは、光設備構築に関わる多くの業界に現に悪影響を与える事となってしまいました。接続料については、本来は実績原価方式とすべきであると考えます。今回の接続料の算定にあたって、将来原価方式を採用するに当たっては、予測と実績との乖離を極小化するため、できるだけ期間を短くするか、乖離が生じた場合の精算制度を導入すべきであると考えます。 (日本アイテック)	ご指摘のとおり、将来原価方式では、予測と実績が乖離することは不可避であることから、できる限り乖離額の発生を抑制するためには、信頼性のある予測を行うことが重要である。 このため、予測対象となる市場動向等を十分に見極めて、算定期間の長短、自社・他社の需要予測、それを踏まえた効率的な投資計画等を設定することが必要になると考えられる。

7. その他

意見24 接続事業者がNTT東西と同等の条件でサービス競争を行うためには、シングルスター方式とシェアドアクセス方式の2方式では不十分であり、今後光アクセスサービスの提供方式において大勢を占めると考えられるシェアドアクセス方式については、OSU 共用を前提とした分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定や配線ブロックの見直しを行うことが必要。	再意見24	考え方24
○ 今回認可申請がなされている加入光ファイバに係る接続料は、シングルスター方式(光信号端末回線伝送機能)及びシェアドアクセス方式(光信号端末回	○ ご意見に賛成します。 現行のシェアドアクセス機能の接続メニューは、接続事業者にとっては競争出来るメニューではな	(考え方2に同じ)

線伝送機能)の2方式のみとなっていますが、接続事業者がNTT東西と同等の条件でサービス競争を行うためには、これら2方式では不十分です。具体的には、今後光アクセスサービスの提供方式において大勢を占めると考えられるシェアードアクセス方式については、OSU共用を前提とした分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定を行うことが必要であると考えます。

シェアードアクセス方式における現状の接続料設定の下では、獲得可能な需要が30世帯程度という上限があるNTT東西の設定する光配線区域毎に、接続事業者は1契約目から8契約分(1芯)の加入光ファイバをまとめて利用することが必要とされるため、複数の事業者が参入した場合に個々の事業者が獲得可能な需要が低水準に制限され、1契約あたりの接続料が高止まりするといった構造的な問題が存在しています。このため、現在のシェアードアクセス方式による光アクセスサービスには、複数の事業者が参入し難い実質的な参入障壁が存在し、事実上競争が不可能な状態にあるといえます。

電気通信事業法(以下、「事業法」という。)第33条においては、競争事業者による設備構築が困難な加入者(端末)回線網をNTT東西が保有していることを念頭に置いた設備開放義務やその設備の接続条件を定めた接続約款の認可制度が設けられています。具体的には、「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる」とした不可欠設備規制が設けられていますが、当該不可欠設備を利用し提供されているシェアードアクセス方式の接続料設定については、そもそも前述のような構造的な競争阻害要因が存在しており、このような競争事業者に対する参入制限が継続されていることは、NTT東西と接続事業者間の同等性が担保されておらず、実質的な設備開放がなされていない状況が継

いたため、早急に接続ルールの整備がなされることが必要であり、NTT東西利用部門と接続事業者との同等性が実効的に確保され、サービス競争が進展させる環境が作られることを真に要望します。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

○ NGN接続ルールの在り方に関する報告書案では、OSU共用、OSU専用、Bフレッツに係る機能の接続料化という3つの方向性を示し検証しておりますが、いずれの案についても、以下のとおり問題が極めて大きいため、実施すべきでないと考えます。

(1)OSUの共用

①分岐方式は、新サービスの提供等に伴い、過去6年間で4回変更しており、今後 も追加的な新サービスの提供に伴い変更が想定されることから、現行の装置や分岐数を固定的に捉えOLT等を共用することは、今後の新サービスの提供が困難となり、お客様利便の向上に支障が生じること(別紙1:省略)。

②OLT等を複数事業者で共用することは、新サービスのタイムリーな提供が困難になることや、そもそも異なるサービスポリシーを持つ会社間で共通のルール作りが困難なことが想定されることなどから、お客様への「安心・安全・信頼性の高いサービス」の提供に支障が生じること(別紙2~6:省略)。

③他事業者は当社と同様なアクセスサービスを提供することが可能であること。また、他事業者は、約900万のブロードバンドユーザを有しており、営業上もその顧客基盤を活用して、効率的なサービス提供が十分可能であること。他事業者同士で共用すれば、さらに効率的なサービ

続されていると言えるため、不可欠設備規制を課している事業法第 33 条に照らして問題があるものと考えます。

加えて、1 分岐回線での接続を可能とする接続ルールの整備を行わず、現状の 8 分岐単位での提供のみを認めることは私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下、「独占禁止法」という。)に照らしても問題があるものと考えます。具体的には、現在 NTT 東西は、光ファイバの接続条件においては、8 分岐単位での提供のみを認め、1 分岐単位での提供を拒絶していますが、このような行為は、他事業者による光アクセスサービスへの新規参入を阻害し、同サービスを提供しようとする事業者の事業活動を排除する行為として単独取引拒絶(独占禁止法第 2 条第 9 項第 1 号、一般指定第 2 項)に該当する可能性があり、さらにこのような 8 分岐単位での貸し出し形態は、光アクセスサービス市場における競争を実質的に制限しているものとして、私的独占(独占禁止法第 2 条第 5 項)、独占的状态(独占禁止法第 2 条第 7 項)に該当する可能性があります。

このように、現行のシェアアクセス方式については、構造的な参入障壁が存在するため、光アクセスサービスにおける競争環境を確保するためには、OSU 共用により、ADSL と同様に 1 契約ごとに 1 分岐回線での接続を可能とする接続ルールの整備が必要です。こうした接続ルールの整備により、NTT 東西利用部門と接続事業者との同等性が担保され、競争事業者の参入がなされサービス競争が進展するとともに、提供に係る費用の低廉化が実現することとなり、料金低廉化やサービス提供エリアの拡大等といった利用者利便の拡大に繋がるものと考えます。

なお、NGN 接続ルールの在り方の議論の結果、分岐端末回線あたりの接続料設定が実施されることとなった場合には、光アクセスサービスに係る契約数や稼働芯線数の増加が見込まれる等、本申請における接続料算定の前提に変更が生じることとなるた

ス提供が可能であること(別紙7:省略)。

④設備競争している各社も、当社と同様に、サービス競争の阻害、設備競争の否定となり、結果としてFTTHの普及拡大を阻害するといった懸念を持っていること(別紙8~10:省略)。

(2) OSUの専用

①使用設備に応じた適正なコスト負担が崩れるため、設備を効率的に利用するインセンティブが働かない(使用効率の高い事業者が低い事業者のコストを肩代わりさせられる)こととなり、競争環境を歪めること。

②「基本料」を意図的にコスト以下にすると、ダークファイバよりもコスト的には高いにもかかわらず、品質が同じで安く借りれることになるため、不経済な利用形態を助長することになること(別紙11~12:省略)。

(3) Bフレッツに係る機能の接続料化

①OSUの共用の場合と同様に、サービス競争・設備競争を否定することになること。

②当社の地域IP網を利用しているお客様は、複数のISP事業者を当社に連絡することなく自由に切り替えて利用したり、ISP事業者と接続せずに地域IP網に閉じたサービス(フレッツスクウェアやフレッツオフィス相当のサービスへの接続等)を利用することも可能で、現にお客様にご利用いただいております。特定ISP事業者に対して接続先を限定することができない仕様となっているため、接続料設定に技術的な問題があること。仮にBフレッツに係る機能を接続料化した場合、こうしたお客様利便を損なうことになること(別紙13:省略)。

<p>め、NTT 東西は、需要及び費用予測を再度見直した上で接続料の再算定を行い、補正申請を即時に実施すべきです。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 競争事業者の加入ダークファイバの利用が見込まれない状況とは、NTT東西によるFTTH市場の独占の可能性もありますので、この場合に、一方では、接続ルールが有効に機能していないことの証左ともなりますので、今時点から抜本的な措置(OSUの共用等その他方法によるシェアアクセスの有効的なアンバンドル)が用意されているべきだと考えます。</p> <p>・「ダークファイバ(他事業者が利用する加入光ファイバ)」の実績について</p> <p>接続委員会で検討されている「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」等の議論においても、現行のシェアアクセスの接続メニューでは、配線ブロックの狭小さ等から分岐端末回線の収容数が採算ラインにのらず、結果的に接続料の負担が割高になるなどの問題点が、接続事業者から、繰り返し指摘されています。</p> <p>これは、NTT東西以外の事業者に参入意欲があるにも関わらず、利用実績が顕著に伸びない最大の要因となっていると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>これまでの徹底したネットワークのオープン化により、アクセス部分については、加入ダークファイバや局舎コロケーションを開放しており、他事業者はそれを自由に利用することができます。</p> <p>なお、ソフトバンク殿より、「1分岐単位での提供を拒絶していますが、このような行為は、他事業者による光アクセスサービスへの新規参入を阻害(している)」「光アクセスサービス市場における競争を実質的に制限しているものとして、私的独占、独占的状态に該当する可能性があります」といったご意見がありますが、上述のとおり、分岐単位での貸し出しは問題が大きく、他事業者は、自前で局内装置(OLT)を設置して既にFTTHサービスを提供しており(他社OLTの設置ビル(NTT東エリア内):延べ約910ビル(平成19年6月末)、約900万のブロードバンドユーザを有していることから、営業上もその顧客基盤を活用して、効率的なサービス提供が十分可能であると考えます。さらには、ダークファイバやOLTの貸し出しにあたって、共用を禁止する条項はなく、事業者間で共用することは現在でも可能となっております。</p> <p>したがって、競争阻害要因や競争事業者への参入制限があるとは考えられません。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定については、OSU共用/OSU専用/Bフレッツに係る機能の接続料化、いずれの方法をとったとしても、以下のとおり適当でないことから実施すべきでないと考えます。</p> <p>【ブロードバンド市場の競争状況】 ⇒ 別添資料(1～3頁:省略)</p>	
--	--	--

ブロードバンド市場の競争状況については、少なくとも、設備競争を展開しているFTTH・CATVを一括りにして捉えるべきであり、将来的には、これらに加え、WiMAX等の無線アクセス等、更に多様化していくブロードバンドのアクセス手段を含めて捉えるべきと考えます。

現に、他事業者は独自のIPネットワークを構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しています。(FTTH・CATVブロードバンドサービス市場で見た場合、当社のシェアは西日本マクロで46.6%(平成19年9月末)に止まり、30府県中19府県で当社シェアが50%を下回り、うち10県ではCATV事業者殿のシェアが当社シェアを上回っている。三重、富山、福井、山口のCATV事業者殿のシェアは、68.8%、62.4%、59.3%、54.5%(平成19年9月末)と、当社のシェアを遥かに凌いでいる状況。

このように、ブロードバンドサービス市場では、当社と他事業者の間で多様な競争が進展している。)

【ブロードバンドインフラの保有・敷設状況】

⇒ 別添資料(4～5頁:省略)

端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。

現に光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と熾烈な設

備競争を展開しています。

また、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去6年間で契約数を1.5倍の2,875万世帯(平成19年3月末。再送信のみを含む)に増加させています。このように、電力系事業者殿・CATV事業者殿は旺盛にケーブル敷設を行っており、当社が光ファイバを独占できる状況にはありません。(加入者光ファイバの芯線延長シェアで見ると、当社グループの加入者設備シェアは年々減少している。)

【競争こそお客様利便の向上につながる】

⇒ 別添資料(6～11頁:省略)

ブロードバンドアクセスサービスについては、多様な技術を用いた多彩なサービスが提供されており、現に激しい競争が展開されています。特に、通信速度(スループット)はお客様のサービス選択時の重要な判断材料になっており、多くのWEBサイトにおいて「速度測定」や「サービス毎の速度比較サンプル」等が掲載されているところです。

ADSLでは、各事業者がDSLAMを自前設置し、多様な通信速度(スループットのサービスを提供したことで、競争が進展しましたが、FTTH・CATVでも、各事業者がメディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、局内スプリッタ等の装置類を自前設置し、収容設計や帯域制御方法を工夫して通信速度向上等を進めてきたことで、競争が進展しています。更に、今後、2.4Gクラスや10Gクラスの大容量通信を可能とする光信号伝送装置(OLT)を利用したサービスが登場し、広帯域化競争が更に激化すると想定されます。

このような状況下で、OSUを共用することになった場合、共用事業者のサービススペックが全く同一になりサービスを均質化させる点、及び、実

際に共用するには様々な運用等ルールを事業者間で取り決める必要があるため、実質的に事業者間の業務提携を強いる構造になっている点で、競争の否定につながるものであり、お客様の利便性向上を損なう虞が大きいと考えます。また、業務提携していない事業者間でOSUを共用しようとした場合、以下のとおりサービス品質の確保や新サービスを提供する上で支障が生じ、多種多様なサービスを迅速に提供できなくなるといった問題を抱えることになる等、問題が大きく、先日ソフトバンク殿等が報道発表された方式でも、サービス面・コスト面で大きな制約を受けることになります。

《サービス品質面》

故障修理や支障移転の都度、関係事業者間で調整を行う必要があるほか、特定事業者のONU故障がその他の事業者のお客様に影響を及ぼしている場合において、当該特定事業者の故障回復に時間を要したときは、その他の事業者のお客様のサービス回復時間が長期化することになる。

ベストエフォート型の品質確保に向けた運用方法やユーザ収容方法等、サービス競争の根幹に関わる事項について、異なるサービスポリシーを持つ事業者間で共通の運用ルールを定めることは現実的に困難である。

特定事業者のヘビーユーザ等の影響により、その他の事業者のお客様の通信品質が劣化し、ベストエフォート型のインターネットアクセスの通信速度低下や映像配信サービスの画質劣化等が生じる(1社でサービス提供していれば、臨機応変にヘビーユーザ対策等を実施することが可能。)

事業者間で回線を共用するラインシェアリングのADSLの場合は、メタル回線1本に1ユーザを収容してサービス提供することになるが、それと異なり、OSU共用によるシェアドアクセス方式のFTTHサービスは1芯に複数ユーザを収容してサービ

ス提供するものであるため、ADSLと比較して故障修理や支障移転の際のお客様対応により多大な時間を要することが想定され、結果としてお客様サービスのレベルダウンを招く虞が大きい。

《新サービス提供面》

ソフトバンク殿の主張、「当社サービスと他事業者サービスは同じサービス品質でよい。」は、各事業者の工夫による多彩なサービスの実現を否定し、各事業者のサービスを完全に均質なものとする、いわばサービスレベルの事前調整であり、競争排除行為に該当する虞がある。

ソフトバンク殿等は、予め事業者間でサービス品質を確保するためのルールを取り決めておけばよいと主張するが、仮に、一旦はルールを取り決めることができたとしても、新しいサービスを提供しようとする都度、関係事業者間で調整を行う必要があり、調整がつかなければ、自社計画どおり新サービスを提供することができない等、大きな支障が生じる。例えば、予め事業者間で最低保証帯域を定めるルールを取り決めることができた場合において、当社が最低保証帯域を上回る帯域を優先的に確保するサービスを提供しようとしても、既存の他事業者が権利縮減に反対し、事業者間調整が難航する可能性が高い。

1芯にどれだけユーザを収容するかは各事業者の自由であり、また、そもそも、現行の分岐数(局外8分岐・局内4分岐)も、今後の品質面でのサービス競争や技術面の進化等に合わせて変わる可能性がある。

《コスト面》

光ファイバ、OSU等のユーザあたりコストは低減するが、事業者振分SWやOPS開発等の追加投資・コストが発生するため、必ずしも経済的とは

限らない。共用化によるコスト低減よりも独自サービスの提供を重視するのか、独自サービス提供を制限されても共用化によるコスト低減を重視するのかは、各社の判断に委ねるべき。

【いずれの案をとっても、設備競争とサービス競争の適正なバランスが図れなくなる】

OSU共用／OSU専用／Bフレッツに係る機能の接続料化はいずれも、「営業努力して収容効率を高めた事業者に相乗りすることでリスクを軽減して商売したい。」というものです。営業努力をして収容効率を高めなくても、1ユーザあたりコストが先行事業者と同水準になるような仕組みを採り入れることは、当該他事業者がフリーライドすることになり、健全な競争環境を歪め、自ら投資するよりも借りた方が得になる状況が更に助長することになり、当社だけでなく、電力系事業者殿やCATV事業者殿の投資インセンティブも失われ、誰も光ファイバ等投資を行わなくなり、結果、設備競争が阻害され、設備競争とサービス競争の適正なバランスを図っていくことができなくなると考えます。このような競争政策を推進した場合、各社のIPブロードバンドネットワークの利点を生かした多彩なサービスの実現を困難にし、お客様利便の向上につながらないと考えます。

⇒ 別添資料（12頁：省略）

なお、ソフトバンク殿等は、当社及び NTT 東日本の合計値を上回る ADSL ユーザ（平成 19 年 6 月末時点の他事業者ユーザ数（シェア）：859 万（62.3%））を有しているため、自社 ADSL ユーザを FTTH ユーザにマイグレーションする等の営業方針次第で当社に匹敵する FTTH ユーザを獲得することは十分可能と考えます。当社としては、ソフトバンク殿等が、かかるマイグレーション等を積極的に展開されることもないまま、営業活動を行っても

ユーザ収容効率が上がらないと主張される趣旨が理解できかねます。

【OSU専用し、接続料を工夫する案は、競争環境を歪め、不経済な利用形態を助長する】

OSUを専用した上で、接続料の設定上の工夫で対応する案については、①使用設備に応じた適正なコスト負担が崩れるため、設備を効率的に利用するインセンティブが働かない(使用効率の高い事業者が低い事業者のコストを肩代わりさせられる)こととなり、競争環境を歪める、②「基本料」を意図的にコスト以下にすると、ダークファイバよりもコスト的には高いにもかかわらず、品質が同じで安く借りられることになるため、不経済な利用形態を助長することになる点で問題が大きいため、不適當であると考えます。

⇒ 別添資料(13~14頁:省略)

【Bフレッツに係る機能の接続料化は、当社のIP網で実現することは困難】

Bフレッツに係る機能の接続料化については、ISP接続について接続料を設定する件と同様の議論になります。即ち、当社のIP網を利用するお客様は、①利用するISP事業者殿を自由に選択することが可能(複数のISP事業者殿と契約し、通信の都度、ISP事業者殿を切り替えて利用することが可能。円滑なISP事業者殿の乗換えが可能。)であり、また、②IP網内に閉じたサービス(フレッツスクウェアやフレッツオフィスへの接続等)を利用することも可能となっています。当社のIP網では、お客様の接続先を特定ISP事業者殿に限定しないことによって、お客様利便の向上を図っていますが、その実現のためには当社が利用者料金を設定する必要があり、特定ISP事業者殿向けに接続料を設定することはできないと考えます。こうした観点から、引き続き、1ユーザごとの当社のIP

	<p>網の接続料を設定せず、当社がIP網部分の利用者料金を設定していく考えであり、また、当社のBフレッツではこうした提供形態が定着し、当社とISP事業者殿は協業関係にあり、ISP事業者殿の事業運営上支障は生じていないことから、Bフレッツに係る機能の接続料化を実施することはできません。</p> <p>⇒ 別添資料（15頁：省略）</p> <p>(NTT西日本)</p>	
意見25 地方部における光ファイバ整備のインセンティブを働かせるため、適正な接続料設定が必要であり、県別に接続料設定を行うなど、エリア別での接続料設定を導入すべき。	再意見25	考え方25
<p>○ 今回、NTT東日本とNTT西日本から、異なる接続料設定が申請されておりますが、これはNTT西日本が、東日本と西日本間のコスト差を許容できなくなったことの証左であります。</p> <p>コスト差は、それぞれのエリア内にも存在しており、大都市と地方間には設備利用効率などに歴然とした差があるため、そのコストには大きな隔たりがあります。そして、この隔たりに対する何らかの手当がなされない場合、まだ未整備地域が多い地方部の光ファイバ整備に支障が出ることは必至であります。</p> <p>NTT東西に、地方部における光ファイバ整備のインセンティブを働かせるためには、適正な接続料設定が必要であり、例えば県別に接続料設定を行うなど、エリア別での接続料設定を導入すべきと考えます。</p> <p>(STnet)</p>	<p>○ 今回申請した光ファイバの接続料は、平成14年度以降、GC接続料・IC接続料等以外の接続料は原則東西別とするようルールが見直されたことから、東西別に設定しております。</p> <p>なお、当社は従来より、光サービス未提供エリアについては、自治体からのIRU方式での提供等により光エリアの拡大に積極的に取り組んでおり、今後も、お客様のご要望や需要等を踏まえ、デジタルデバイドの解消に向けて努力していく考えです。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>今回の申請案では、NTT東西別の接続料が設定されているが、これは、接続料規則における接続料原価算定の原則やNTT東西を別々の地域会社として設立した経緯からすれば、適当であると考えられる。</p> <p>また、光ファイバのエリア別接続料設定については、今後、FTTHサービスが我が国の基幹的なブロードバンドサービスの位置付けを有することとなることが想定される中で、大都市よりも地方の方が接続料が高くなる可能性があることの影響等を考慮した上で、多角的な観点から検討することが必要と考えられる。</p>
意見26 主端末回線部分の構成設備のうち、局外スプリッタのみ実績原価方式に移行しているが、将来原価から実績原価に移行する場合の数値的な基準を明確にすべき。	再意見26	考え方26

<p>○ 主端末回線部分の構成設備のうち、局外スプリッタのみ実績原価方式に移行されていますが、将来原価から実績原価に移行する場合の、数値的な基準を明確にすべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 接続料は、実際にご利用いただいた設備に係るコストをご負担いただくものであり、実績原価方式が基本であると考えております。</p> <p>したがって、将来原価算定期間が終了したものは、基本的には実績原価方式に移行するものと考えており、局外スプリッタについては、他の将来原価算定期間が終了した接続料と同様に実績原価方式に移行しました。</p> <p>なお、光ファイバ接続料については、実績原価が現行接続料を大幅に上回っている状況にあること等を勘案し、今回は将来原価方式を採用したものです。なお、その後は可能な限り早期に実績原価方式へ移行する考えです。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>第一種指定電気通信設備の接続料は、個別に算定対象の機能が定まっているLRIC方式とキャリアズレート方式を除いて、実際費用方式で算定することとなっている。</p> <p>実際費用方式は、実績原価方式と将来原価方式で構成されるが、原則としては実績原価方式で算定することが必要であり、例外的に、新規かつ今後相当の需要の増加が見込まれるサービスを提供する機能については、需要と費用を予測する将来原価方式で算定することが可能となっているものである。</p> <p>このように将来原価方式は、その採用が申請者に対し義務付けられているわけではなく、NTT東西が、平成20年度の局外スプリッタ接続料の算定方法を、これまでの将来原価方式から実績原価方式に移行することについては、実績原価方式の接続料水準が現行の将来原価方式の接続料水準よりも大幅に下回ることとなることにかんがみても、特段の問題はないと考えられる。</p>
<p>意見27 シェアドアクセス方式による接続料金については、局外スプリッタを設置する箇所の地権者等が一定の加算額を設定できるようにすべき。</p>	<p>再意見27</p>	<p>考え方27</p>
<p>○ シェアドアクセス方式による接続料金については、局外SPの設置する箇所の地権者等が一定の加算額を設定できるようにすべき。</p> <p>理由： 当該方式により役務提供する事業者によって、その接続点の周辺での、生活等を営むものからすれば、事業者が設定するポリシーの影響を受け、想定以上の不利益を被るリスクを背負わなければならない。</p> <p>この事業者間のポリシーの差による被る不利益を一定の金額を上乗せし、接続を提供する側に回収を行わせ、実際に不利益を被る地権者等に補償する必要があるものと考えられる。</p>	<p>-</p>	<p>本意見は地権者の電柱に設置する局外スプリッタ設置に係る賃貸料相当額を地権者自らが加算料として設定することを要望するものにすぎず、認定電気通信事業者と地権者等の間で処理されるべき事項と考える。</p>

<p>上記の問題を考慮しないのであれば、認定電気通信事業者の制度を根本から見直す必要がある。すなわち、物理的に代替措置のある電気通信業務に対し、公益性の制限、優先性の剥奪を確実にし、地権者等の生活権の侵害を最小限に留める事を行政庁として確実にを行う責務がある。</p> <p>しかしながら、この事を募集意見外として放置するならば、現時点で総務省はこの部分を先送り、もしくは意図的に見過ごし、その影響が僅かなものとして、影響を受ける国民に対し、憲法で保障された人権を軽視しているものと言わざるを得ない。</p> <p>(個人)</p>		
--	--	--